

公職追放令の終結と追放解除（二）

——一九四七年～一九五二年——

増 田 弘

はじめに

第一章 公職追放政策転換への始動——一九四七～四八年

1 マッカーサーと民政局（GS）

2 ケナンと国務省・政策企画室（PPS）

3 トレイバーと陸軍省・民事部（CAD）

4 カーンとアメリカ対日協議会（ACJ）

.....（七十卷十一号）

第二章 公職追放令の終結過程——一九四八年

1 ケナン・トレイバー・ミツシヨンの来日

2 GHQの追放終結決定と審査・訴願両委員会の廃止

3 NSC一三／二の承認

4 ケーデイスの帰国（以上本号）

第三章 追放解除政策の実施過程——一九四九～五二年

1 マッカーサーの抵抗とNSC一三／三の承認

2 第二次公職資格訴願委員会の設置と停滯

3 朝鮮戦争の勃発と追放解除政策の転換

4 マッカーサーの解任と追放解除の進展

おわりに（七十一卷三号）

第二章 公職追放令の終結過程——一九四八年

1 ケナン・ドレイパー・ミツシヨンの来日

一九四八年二月初旬、ケナンは東京へ行くことを命じられた。⁽¹⁾自ら立案したPPS一〇をマッカーサーと協議するためである。しかしマッカーサーを説得することは至難の業であることをケナンは十二分に承知していた。そもそもマッカーサーの肩書きは米太平洋陸軍總司令官、米極東軍總司令官、連合国最高司令官の三つに及んだが、これらの地位すべてが陸軍省の命令指揮系統に直属しており、國務省はわずかに助言を示唆する存在にすぎず、マッカーサーを拘束する権力基盤はまったく無かったからである。⁽²⁾しかもその陸軍省でさえ、財閥、賠償、その他の經濟復興政策をめぐるマッカーサーの抵抗に手を焼いていた。この点で同じ占領地域であっても、日本はドイツと様相を異にしていたのである。以上の状況を踏まえれば、ケナンとしても成功の確実性を信じるわけにはいかなかったであろう。

そこでケナンは一七日、ロベット次官に対し、自分がマッカーサーとの討議を終えて帰国するまで國務省が政策面で何ら新しい段階へと踏み出さないよう要望するとともに、この点をソルツマン、ソープ、バターウオースに助言することを依頼した。⁽³⁾同様、FECのマッコイ米代表に対しても、ワイズナー次官補代理からケナンとマッカーサーとの討議内容⁽⁴⁾（①アメリカの太平洋における安全保障政策、②ソ連を含むないし含まない早期対日平和条約の是非、③日本の經濟復興のための早期達成手段）が伝えられ、これら関連事項への進展を避けてほしいとの要請がなされた。⁽⁴⁾

こうしてケナンは二八日、シアトルから日本へと出発した。ケナンに同行したのは、陸軍省のスカイラー（C. V. R. Schuyler）准将ほか二名、國務省北東アジア課のグリーン（Marshall Green）、それと秘書一名であった。⁽⁵⁾

そして東京に到着後でもない三月一日、ケナンはマッカーサーとの初の会談に臨んだが、予想通り、マッカーサーの二時間に及ぶ一方的な長広舌に圧倒されることになった。ケナンはマーシャル長官の忠言に従い、マッカーサーが滔々と論じる日本占領の意義、対日平和条約と中ソ両国の対応、日本の将来性などにひたすら耳を傾けた。⁶⁾ただしケナンは、五日に予定された第二回目の会見には十分な準備を行った。マッカーサーに対して事前に自己の見解（一応表現上は國務長官の見解）を提示し、その上でマッカーサー自身の見解を問う形式を取ったのである。

提示した見解とは、第一に、当面、対日平和条約調印の可能性がなく、したがって今後長期にわたり条約問題を抜きにした対日問題に対処する必要がある。第二に、われわれの占領政策はポツダム宣言を基盤としているが、それは占領初期においてのみ有効であった。宣言の諸条項は日本の侵略から連合国を守るための安全規定であり、日本が外部から侵略を受けるのを防止するための安全規定ではなかった。もはや宣言の目的は達成されており、それは将来に有効とはならない。第三に、世界情勢の変化に対応して、今後の占領政策の基本は、占領軍が日本から撤退しても日本が十分自立できるよう、日本社会を極力安定させることに置かれるべきである、というのがワシントンの通念となっている。とすれば、①太平洋地域におけるアメリカの確固たる安全保障政策および外部からの軍事的脅威に十分耐えうる日本の防衛力、②経済復興のための有効な計画、③日本政府に自主性をより一層もたらすための占領政策の緩和が必須となろう、というものであった。⁷⁾

これに対してマッカーサーは、冒頭、アメリカの対日占領政策を修正する際の障害としてFECの存在を指摘し、アメリカが対ソ協調を前提にFECに臨むのは非現実的であり、マッコイ米代表が拒否権の発動を躊躇していることを批判した。次いで太平洋地域の安全保障に関してマッカーサーは、アリューシャン列島から、ミッドウェイ、旧日本領の太平洋諸島、フィリピンのクラーク基地、そして沖縄に至るU字形が重要な前線地点であり、

中でも沖縄基地こそ緊要であつて、ここに十分な軍事力を保持する限り、日本本土を必要としない、それゆえ、沖縄基地を恒久化する政策を早期に確立する必要性を力説した。

また日本の経済復興が占領政策の主要目的となることを認めながらも、マッカーサーは、極東諸国が日本との貿易に否定的であることが阻害要因であるとし、本国で想定されているほどGHQの日本政府に対する統制は行われていないと反論した。公職追放に関しても、財閥関係で排除された者が皆優れた人物だったというのは嘘であり、多くの日本国民からこれらの排除を喜ぶ声がGHQに寄せられている、旧日本軍の優秀な人材が公職から駆逐されたことは遺憾だが、これはポツダム宣言に基づくアメリカ政府の指令に従っただけである、経済パージは決して極端ではなく、財産没収など行われていないとワシントン側に反駁した。半面、GHQ内部に左翼の理論家がいることを認めるとともに、GHQの部局を削減する方針を明らかにした。⁽⁸⁾

そこでケナンは、FECの扱いに難渋するマッカーサーに理解を示すと同時に、FECの権限はポツダム宣言の降伏条件に規定されており、この点に関する対日占領政策は実質的に完了しているので、FECの権限ならばFECの関与する問題もすでに消滅していると見なされるべきことを指摘し、したがって、FECを直ちに廃止できないとしても、今後われわれはこれに拘束されず、FECの権限外の分野へと政策を拡げることができる、と主張した。この見解にマッカーサーの心中は強く動かされたようであった。さらにケナンは、もしFECが連合国の政策機関として機能できなくなれば、ソ連は対日平和条約問題について従来と異なった見解をもたざるをえず、結局ソ連はアメリカの好む条約に同意するか、日本に米軍基地を恒久化するとの見解を認めるか、といった形でソ連を窮地に追い込めようと述べ、またしてもマッカーサーから賛意を得た。そして両者は賠償の削減の討議をもって会談を終了した。辞去しようとするケナンに対し、マッカーサーが帰国以前の再会を要請したこと自体、異例であり、それは言外にケナンの成功を物語っていたといえる。⁽⁹⁾

その後ケナンは、一日に沖繩、翌日にはフィリピンへ飛び、一日に東京へ戻ったのち、二二日、帰国する予定であった。⁽¹⁰⁾ところがこの間、ドレイパー一行が来日してマッカーサーと協議することが決定したため、急遽ケナンに対し、フィリピンでの予定を切り上げて両者の会談に加わるようバターウォース極東局長から極秘の電文が届けられた。そこで直ちにケナンは東京へ向かうことになった。⁽¹¹⁾

ではドレイパーの再来日はどのような経緯で実現したのだろうか。

まずロイヤルが二月一八日にロベット国務次官へ、「日本の状況を視察する第一級の人物 (top-flight men) を派遣し、対日政策の方向を転換させる必要性についての結論を導きたい」との強い提案を行ったのに対して、ソルツマン国務次官補が二月七日にドレイパーと会談し、「陸軍省の対日派遣に同意する」旨を伝えたが、ソルツマン自身は、国務省が政策事項に関わる責任を陸軍省に与えるべきではなく、ロベットからより明確な見解を出させるべきであるとの考えであり、そこでロベットに具申する方法と内容をFEなどで検討することになった。⁽¹²⁾

以上のように、国務省側は陸軍省が推進する対日ミッションの必要性を認めながらも、政策面の役割を陸軍省に担わせることを阻止しようとした。同時に、陸軍省とマッカーサーとの対立に関わることを回避しようとした。東京のSCAPに対する実質的権限をもたない国務省としては、どちらにも与さずフリーハンドを得ることが有利であり、陸軍省側に一方的に与してマッカーサー側から恨みを買うことは省益に反すると考えていたのである。したがって、陸軍省の率いるミッションへ国務省の人間を加えてほしいとのロイヤルおよびドレイパーの要請に対して、国務省がどう応えるかが重要な問題となった。

ところが事態は思わぬ方向へと進んだ。ロイヤルが働きかけた卓越した民間グループの対日派遣がうまくいかず、数週間を経ても決定しない状況が続き、三月上旬、ついにロイヤル自身がケミカル・バンク前会長のジョンストン (Percy Johnston) ら四、五名の民間人と数名の陸軍省の者を引率することに決定したのである。ところ

がまもなく、ロイヤルは議会の委員会で証言する必要が生じ、ワシントン⁽¹³⁾を動けなくなり、急遽ドレイパーが代役を務めることになった。それにしても、何とも不可解な変転であった。

他方、国務省側は陸軍省の一行に代表者を送らず、滞日中のケナンを参加させることに決定した。ロベットらの回答の名目は、目下国務省の上級者を派遣する余裕がないとしていたが、その本音は、陸軍省側の今回の対日派遣には相当の政治的思惑が込められており、陸軍省はSCAPの政策を変更させることができるかどうか予測できていない、そこでマッカーサーの説得に失敗した場合、国務省にも責任を分担させるべく、ロイヤルが国務省の代表をこのミッションに含めようとしている、と分析していたわけである。⁽¹⁴⁾その意味でケナンは国務省の安弁といえた。

ケナンは三月一五日にマニラを発ち、翌一六日、東京へ戻った。⁽¹⁵⁾そして二一日夕刻に予定されたマッカーサーとの会談に先立って、ケナンは二〇日に再来日したドレイパーと綿密な打ち合わせを行った。この協議でケナンは、マッカーサーも公職追放で日本の有能な人間が失われたことを悔やんでいると紹介し、両者の間で公職追放を積極的に推進する人々を抑えて、この問題を日本人自身の手で処理できるようにすることで意見の一致をみた。また両者は、経済力の集中排除法の件をワシントンの首脳レベルで決定すること、安全保障に関しては、日本国内の共産主義勢力に対抗するため、アメリカ連邦警察型の中央機関を創設することも合意し、対外的防衛については、ドレイパーがソ連の脅威がなくなるまで米軍を駐留させるか、日本に自衛軍を創設するかの二者選択しかない⁽¹⁶⁾と述べた。結局両者は、従来の対日占領政策を転換させるためにはNSCでトルーマン政権の最高決定を達成するほかになく、そのための政策案の提出に協力し合うことで一致した。⁽¹⁶⁾ここにおいてケナン・ミッションとドレイパー・ミッションは実質的に一体化したのである。

さて二一日のマッカーサー、ドレイパー、ケナン三者（スカイラー准将も同席）会談では、日本の再軍備問題

について、ドレイパーが早期に日本に小規模の防衛力を保持させ、米占領軍の撤退に備えるとの一般的な陸軍省の考え方を述べると、マッカーサーは対日平和条約と中ソ両国の対応、またGHQによる占領政策の成功ぶりに触れた上で、日本再軍備に反対する見解を明らかにした。要するにマッカーサーは、日本軍を再建するよりも、沖繩に強力な米空軍基地を設置すれば、占領終結後の日本防衛は十分可能であるとの持論をもって反論したのである。そのほか日本の賠償に関するOCI（海外技術顧問団）の報告、中国への軍事援助問題が討議された。⁽¹⁷⁾

この会談を終えたケナンは、二三日、離日した。⁽¹⁸⁾ 他方ドレイパー一行は、以後、芦田新首相など日本側と積極的に接触した。ドレイパーは、経済パージと財閥解体を停止すべきことをマッカーサーやGHQに認識させる役回りを個人的に演じ、またジョンストンら経済使節団のメンバーは、追放中の財界指導者の浅野良三や、財閥解体に強硬に反対していた石川一郎（のち経済団体連合会会長）などと公然と協議した。このようなドレイパー使節団についてマッカーサーは、ドレイパーやフォレストル、ロイナル、ハリマンといったアメリカ「実業界の大家」は、公職追放や財閥解体を「自分たちのビジネスの利益に反すると考えて」反対しているのだと手厳しく批判し、この使節団の報告書はワシントン出発以前に書き上げられていたとさえ語った。⁽¹⁹⁾ 前後の文脈やドレイパー自身の証言からしても、マッカーサーの鋭い感性は的を射抜いていたといえる。それでいてマッカーサーは、まだドレイパーが滞日中の三月二四日にロイナルへ書簡を送り、「日本経済の回復こそ極東の経済復興のための前提条件である」と抜け目無く指摘していた。⁽²⁰⁾

こうして一行は四月二日に日本を発つて帰国した。そして四月下旬に陸軍省に提出された「ジョンストン報告書」は、ドレイパーの予定通り、日本の経済的自立の必要性を強調し、対日資本の援助と賠償のさらなる緩和、またインフレ収束のための均衡財政の回復を説いており、実質的にFEC二三〇の破棄を提言した。⁽²¹⁾

一方、ケナンは帰国後直ちに報告書の準備に取り組み、三月二五日、「アメリカの対日政策に関する報告」（P

P S 二八) をマシーナルに提出した。これは本文が四二頁、付属文書 I (①三月一日のマッカーサーの発言、②五日のマッカーサーとケナンとの会話、③二二日のマッカーサー・ドレイパー・ケナンの会話の各要旨) が一八頁、付属文書 II (「アメリカの対日政策に関する討議」) が三五頁、計九五頁にも及ぶ長大なものであった。⁽²²⁾

本文は、I 平和条約、II 安全保障、III 管理制度、IV 占領政策、V 国務省代表の五章構成であり、その骨子は以下のとおりであった。I の平和条約では、政府は現時点で条約を急ぐべきではなく、交渉を準備しつつ待機し、この間に対日管理廃止の準備に着手すべきこと。条約の性格は簡潔、普遍的、非懲罰的であること。II の安全保障では、条約発効までは米戦術部隊を保持し、条約以後の安全保障措置はソ連を含む国際情勢と日本の国内安定度により決定すべきこと。政府は現時点で沖縄の諸施設を恒久的に保持する意思決定を下し、同基地を拡充すべきこと。日本の警察を F B I の路線で再強化し、沿岸警備隊を創設して中央機構を整備すべきこと。III の管理制度では、S C A P は現在の権力を保持すべきであるが、今後その機能範囲を漸次縮小すべきこと。F E C を廃止すべきでないが、F E C が新政策を検討することを抑制させること。IV の占領政策では、今後 S C A P 部局が日本政府の活動に関与しないよう指示すべきこと。ページは別記。占領費を減額する措置を講じ、経済復興を対日政策の主要目的とすべきこと。賠償を軽減し、その撤去を一九四九年七月までに完了すべきこと。A 級戦犯裁判の完了時期を早めること。そして V は、東京に大使の資格をもつ常駐の政治的代表を国務省が派遣すべきことである。

さて IV 中の「ページ」については、次のように指摘していた。

〔勸告〕 S C A P に対し、ページを以下の方針に沿って緩和すること (relaxation) を漸次許可するよう指令すべきである。①比較的责任の軽い地位に在職して追放された者のカテゴリーについては、政府、企業、報道機関へと復帰

する資格を与えられるべきである。②公的職務から排除されている一定の者は、在職していた地位の基準ではなく、個人の行動を基準として再審査されるべきである。③年齢の最低限度を定め、それ以下の者については公職資格の審査を要求すべきでない。

〔討議〕 公職審査は一九四八年一月二四日までに約七十一万人の審査を行い、七千人を公職から排除ないし除去した。ただし数万人もの潜在的追放該当者（追放令の発出以前に辞職した者）がおり、そのため一九四七年七月以降「仮指定」を実施した結果、旧陸海軍軍人、秘密警察、大政翼賛会関係者など一五万二千人余を追放該当（四万五千人は未定）と決定した。さらに五〇万人の教職員のうち一二万人を公職追放した⁽²³⁾。しかしこのパージの実施は日本国民を非常に困惑させた。一体GHQ担当者のどれほどがパージの経緯、範囲、手続き、目的を説明できるのか疑わしい。もしパージ計画の目的が日本国民を心理的に罰することにあるなら、二年間に及ぶ占領政策や指令の実施によりすでにその効果はなくなっている。占領の最終段階を迎えているにもかかわらず、パージ計画を明確化、合理化する努力も、またパージ政策の適用範囲を狭める努力もまったく行われていない。

公職のカテゴリー毎の無差別なパージは、新憲法で規定された国民の権利を否定するに等しい。パージは軍国主義者を公職から駆逐するとともに、軍国主義者と見なされるべきではない多くの者をも排除した。これはわれわれの意味する正義と人権擁護に反するものである。またパージは戦前アメリカの友人であった多くの日本人をも排除してしまった。彼らを公職に復帰させることは将来われわれの利益となるだろう。したがって、パージ計画を修正し、現在のSCAPのパージ政策を明確な形で転換させることなく制限することが明らかにわれわれの利益であり、重罪を犯していない者は直ちにパージを解除するよう提案する。一方、パージ終結のための何らかの措置が取られるべきである。復讐的な感情に駆られて、パージを永久に継続するなど日本側を懸念させないためにも、パージ終結の措置が必要である（上記は要約）。

要するにケナンは、国際冷戦の視点と論理を日本の国内問題に適用し、ソ連外交への評価が不適切なマッカーサーの見解を厳しく批判したといえる。ケナンの立場からすれば、ソ連が国際的な信義として日本の軍事的な中立化条約を遵守するとは考えられず、また日本人の反共意志についてもマッカーサーは過大評価していた。ケナンの解釈によれば、パージにより重要な地位から退けられた指導者達は、改革後の新制度に対する不満分子となっており、そこに共産主義勢力がつけ込む危険があった。したがって、国際的には対ソ対決、国内的には共産化の防止という封じ込め政策を積極的に対日占領政策に適用すべきであり、それゆえ従来のパージ方針を修正し、既成のパージ政策を拘束し、さらには間接的表現ながらパージ計画の終結を主張したのである。⁽²⁴⁾

なおケナンはPPS二八(「アメリカの対日政策に関する勧告」)を提出するにあたり、ロベットに「ドレイパーが日本から帰国する以前にこの文書に関する省内の調整処理を済ました方がよい」と示唆し、三十一日、ロベットはこれを承認すると同時に、バタールウォースにこの処理を指示した。⁽²⁵⁾

ではこのPPS二八に対する反応はどうであったか。

三十一日、極東研究課(DRF)のステイール(Charles C. Stelle)は北東アジア課へ「一九四八年二月二七日付SCAP提出のパージ統計に関するコメント」を送り、その中で、一月二六日に本省からSCAPに問い合わせたパージ統計の報告を詳細に分析したところ、現時点までのパージ者総数が一六万三五一、パージ対象者数が六万二九八二という点は正しいが、日本政府ならびに民間企業のパージ者数については不正確であり、DRFの調査では約四三三二名が民間企業でパージとなったか、もしくはパージ指定を避けるために辞職している点を明らかにした。⁽²⁶⁾

この報告を受けた北東アジア課のフェアリー(B. F. Fearey)は、四月二日、アリソン課長に対し、上記の報告を添付しつつ、次のようなパージに関する重要な情報を伝えた。①このDRFのパージ調査の方が正確であり、

SCAPの回答を無視してよい。②SCAPがわれわれの質問（経済パージ者数など）に正確に回答できない以上、不正確のまま対処せざるをえないが、それでもケナンのパージ勧告が概要を定めているし、そのケナンの勧告とわれわれの状況判断に依拠すれば、パージをどの程度修正すべきかという大枠を定めることができる。③恐らくSCAPは、われわれが指令を用意したのち、何らかの見解を表明するだろうが、グリーンによれば、GHQ内部でケーデイスがパージ緩和に反対する勢力の中心人物であり、ホイットニーはケーデイスに比べると穏健な方向へ転じているようである。またマッカーサーはケナンに対して、日本でもっとも優秀な旧陸海軍の職業軍人を喜んで使う意向を伝えたが、日本政府に対する第一次パージ指令を作成した際、大佐から少尉へとパージ基準を上げたのはマッカーサー自身であることを私は記憶している。⁽²⁷⁾このフェアリーのメモは翌日、アリソンからバターウォースへ回覧された。⁽²⁸⁾

また東京のシーボルト政治顧問代理からも、パージに関する様々な情報が寄せられた。たとえば、平野農相のパージをめぐる顛末や、三月三日の対日理事会（ACJ）第五三回会議で、ソ連が芦田均、西尾末広、森戸辰男、三木武夫などをパージ該当者であると主張し、シーボルトが反論したこと、また四月一日、ホイットニーが、「パージ計画は日本政府と国民の目的である民主化の達成に合致しているとともに、ポツダム宣言の要求事項の一つであるから、連合国は将来日本政府をして十分責任を行使できるため、パージという最終的行為を永久的性質のものとなすべきである」との声明を発したことなどである。⁽²⁹⁾さらに在日駐英大使のガスコイン（Alvany Gascoigne）が、ケナンおよびドレイパー・ミッシェンの相次ぐ訪日という新たな動向の背景について、アメリカ政府がイギリス政府に対して何ら明らかにしない点に不満を漏らしていることも本省へ伝えられた。⁽³⁰⁾

そして四月九日、バターウォースはソルツマンに対し、ケナン報告に関する詳細な注釈を付した上で、これに基本的に賛成する旨を伝えた。とくに「パージ」の部分では、「極力早期にパージを完了させること」に（complete-

tion) が重要である。そのページ勧告は一般に望ましい。ページ計画のあらゆる面が、ページの終結 (conclusion) を伝えられた日本政府とマッカーサーにより再検討されるべきである」と注釈し、ケナン報告よりも「ページの終結」を一層鮮明にしていた。また「SCAP」の部分では、GHQ による日本政府への行政介入を排除すべきことをきわめて重要と認めながらも、われわれは日本政府が必ずしも同調しないような計画を今後受諾させる(とくに経済政策面で) 必要があり、効率よく経済計画を遂行できるよう政府の人事態勢を固めさせ、その経済復興政策を成功へと導くことがわれわれの長期戦略であり、またわれわれの利益である、とケナン報告を補充した。そして全般的問題としてバターウオースは、今後早急に国務省がアメリカ政府の政策に関する見解を確立することであり、現段階ではマッカーサーがわれわれの結論に完全に同意するかどうかに注意を払うべきではなく、同様に NSC に関連する問題は、政策文書が最終的に合意したのちに考慮されればよい、と提言した。⁽³¹⁾

以上のような過程を経て、四月一六日、ケナンは改められた PPS 二八／一文書を提出した。ページに関しては、序文が「SCAP は日本政府に対し、ページが以下の方針に沿って修正される (modified) ことを助言されるべきである」と修正されたほか、本文の①が無修正、②が「在職していた地位に基づいて公的職務から排除されている一定の者は、個人の行動を基準としてのみ再審査されるべきである」、③が「年齢の最低限度 (a minimum age limit) を定め、それ以下の者については公職資格の審査を要求すべきでない」とそれぞれ修正された(傍線部分)。明らかに前回と比べて表現が直裁となり、ページ終結へとまた一歩踏み出す形となった。

しかしケナンにとって気がかりは陸軍省、とくにドレイパーの反応であった。すでにバターウオース、ソルツマン、ロベットと国務省要人の承認を取り付けていたものの、帰国後のドレイパーから正式な回答をまだ受けていなかった。ドレイパーこそ、この文書の最終的承認を得る上で最重要人物であることをケナンは十分理解していた。それでも四月二八日、ケナンに随行した陸軍省のスカイラーからバターウオースへ書簡が届けられ、「ド

レイパーからまだ最終的承認を得ていないけれども、われわれが示唆したように変更されれば、彼は同意すると思われる」との朗報が伝えられた。つまり条件付き賛成であり、ケナンの文書の様々な文言の修正と、両省間の協議を申し入れていた。⁽³³⁾ 具体的な修正点としては、対日講和の無期限延期、日本再軍備の承認、GHQの人員縮小、労働問題や経済力の集中排除等の政策に関するGHQへの助言付与、FECの活動停止の必要性であり、ケナンの提案以上に徹底した外交、軍事両面での方針を推進するよう提案していた。ケナン報告により関心の対象を拡大された陸軍省は、経済復興に関して従来取ってきた強硬姿勢を、他の分野にまで拡大適用していったといえよう。⁽³⁴⁾

これに対してケナンは、五月四日、FECや非軍事化に関する陸軍省の見解は極端であるとバターウオースに報告し、今度は陸軍省の主張を抑える側に回ることになった。⁽³⁵⁾ またフェアリーもスカイラーの修正案を詳細に検討した上で、日本再軍備に関する見解などを厳しく批判した。⁽³⁶⁾ そこでアリソンを代表とする国務省側と、スカイラーらの陸軍省側との作業グループが協議を行った結果、六日、①対日平和条約の時期と手続き、②SCAPの管理体制、③日本政府との関係、④国務省代表、の四点に関する妥協点を見出した。全般的に国務省側の見解が容れられたが、ただしGHQの機能や人員削減、あるいは日本政府への権限移譲などについては、陸軍省側のGHQ、とりわけマッカーサーへの配慮が生かされ、国務省の主張を抑える形となった。⁽³⁷⁾

しかし依然ドレイパーの見解が公式に表明されていなかった。彼こそ対日占領政策転換のために絶大な指導力を発揮してきた人物であり、それは両省の関係者すべてが熟知していた。そのドレイパーが国務省へ自己の修正案を提示したのは、一八日直前であった。彼の修正要求はほとんどの項目に及び、「パージ」の箇所では、本文の冒頭に「現パージ指令によりすでに公職追放到指定された者以外は、もはやいずれの個人も今後追放到該当指名されることはない」との一項を追加し、これを①とし、原案の①②③を②③④へと変更するよう求めていた。

そこで一八日朝、ソルツマンの部屋でバタールウォース、ハミルトン、アリソンらがこのドレイパーの修正点を協議し、国務省側の見解をまとめた。「ページ」に関しては、ドレイパーの立場を考慮して、「SCAPは日本政府に対し、ページの拡大はもはや行われず、ページは以下のように修正されると伝えられるよう助言されるべきである」と明確化されるべきであろう、と記していた。つまり、序文にドレイパーの主張を挿入することで譲歩したわけである。そのほかドレイパーが提示する賠償やFECに関する修正文言への国務省側の再修正案もまとめられた。⁽³⁸⁾

しかし両省間の協議は一進一退を続けた。二四日、バタールウォースはソープに対し、この政策問題をFEC諸国の高級レベルの討議に付すためには、早急にNSCで承認を得る必要がある、数週間に及ぶ陸軍省との協議では国務省側の重要な修正点はほとんど無いので、現状の修正案をNSCに提出したいとし、了解を求めた。⁽³⁹⁾二五日に最後の修正が行われ、翌二六日、ようやく以下のようなPPS二八／二が国務長官および次官に提出された。⁽⁴¹⁾

同文書の形式は、「付属文書I」が序文、第一部「国務省のアメリカの対日政策の勧告」、第二部「ケナンによるマッカーサーとの会談メモ」、第三部「ケナンの滞日を基にした彼の観察記録」から成り、「付属文書II」が肝心の「NSCのための草案・アメリカの対日政策に関する勧告」であり、従来と同じく、I 平和条約(①時期と手続き、②条約の性格)、II 安全保障事項(①条約締結以前のわが戦術軍の配備、②条約以後の調整、③琉球諸島、④海軍基地、⑤日本の警察制度の確立)、III 管理体制(①SCAP、②FEC、③ACJ)、IV 占領政策(①日本政府との関係、②改革計画、③ページ、④占領費、⑤経済回復、⑥賠償、⑦財産問題、⑧情報と教育、⑨戦犯裁判)、V 国務省の主張という構成であった。

さて「ページ」については、前記のような国務・陸軍両省間の妥協により、以下のように修正ならびに追加が施されていた。

「SCAPは日本政府に対して次のように伝達するよう助言されるべきである。これ以上のページの拡大は意図されておらず、またページは以下の方向に沿って修正されるべきである。すなわち、①比較的無害の地位を占めていたためページに処せられた者、ないしページに該当するとされている者のうち、政府、経済界、言論界の者は再び資格を回復されるべきである。②かつて占めていた地位に基づき公職から排除された者、ないし排除されるに該当する一定の者は、各個人の人柄に基づいてのみ再審査されることが許されるべきである。③一定の年齢以下の者は、公職資格の審査無しで、その地位に置かれるべきである」（傍線部分）。

つまり序文ではドレイパーの意思が生かされ、ページの拡大意図がないことを明言し、本文では①と②に現在の「仮指定」制度により追加的にページ該当となり得る者を救済するための措置が取られたのである。依然両省間には平和条約の時期と賠償の二点について意見の相違があったが、ページに関するPPS二八／二文書は両省が完全に歩調を揃えたことを示していた。そして同文書が六月七日のNSC会議に上程され、承認されることになれば、ページの終結は自明のものとなり、ケナンおよびドレイパーの目標が達成されることを意味したのである。

- (1) 二月九日のPPS第一〇七回会議で、ケナンは「マッカーサーと討議するため日本行きを命じられた」と報告している。その直前に下命されたと思われる。〈SECRET〉PPS 107th Meeting, Feb. 9 1948, PPS Papers, NND-760154.
- (2) George F. Kennan, *Memoirs, 1925-1950*, p. 373.
- (3) 〈SECRET〉George F. Kennan to Lovett, February 17, 1948, RG59, Dec. File 1945-1949, NND-760050.
- (4) 〈TOP SECRET〉Frank G. Wisner to General McCoy, February 27, 1948, *ibid.*
- (5) Wilson D. Miscamble, *George F. Kennan and the Making of American Foreign Policy, 1947-1950*, Prince-

- ton, New Jersey, 1991, p. 258.
- (9) *ibid.*, p. 260, <TOP SECRET> George F. Kennan, MEMORANDUM OF CONVERSATION: General MacArthur's Remarks at Lunch, March 1, 1948, PPS Papers.
- (10) <TOP SECRET> George F. Kennan, MEMORANDUM OF CONVERSATION: Participants: General of the Army MacArthur, Mr. George F. Kennan, March 5, 1948, PPS Papers, pp. 1-2.
- (11) *ibid.*, pp. 2-5.
- (12) *ibid.*, pp. 5-8.
- (13) <SECRET> SCAP (Sebald) to State Department, March 11, March 12, 1948, RG59, Dec. File 1945-1949, NND-760050.
- (14) <TOP SECRET> Marshall (Butterworth) to Manila (Kennan), March 13, 1948; <TOP SECRET> Manila (Kennan) to Secretary of State (for Butterworth), March 13, 1948, *ibid.*,
- (15) <SECRET> FE, Borton to FE, Penfield, Subj. : Royall's Proposal for Mission to Japan, February 26, 1948, FE, Butterworth to NA, Allison, February 27, 1948, *ibid.*
- (16) (17) Frank G. Wisner to Secretary, Subj. : Army Request for Inclusion of State Department Economic Expert in General Draper's Party Visiting Japan, March 16, 1948, *ibid.*
- (18) Manila (O'Neal) to Secretary of State, March 15, 1948; <RESTRICTED> Tokyo (Sebald) to Secretary of State, March 16, 1948, *ibid.*
- (19) 前掲書『対日講和と冷戦』一〇八一〇九頁参照。ただし三月二二日のマッカーサーとの会談では、公職追放への論及はない。また <CONFIDENTIAL> T. N. Dupuy, Memo. for the Chief, CAD, 8 April 1948, CAD Papers, NND-760183 によれば、マッカーサーは日本に出発以前にそのFEI一九六に関する情報の収集を国務省から依頼され、マッカーサーはその削除を国務省に強く求めたことを示している。
- (20) <TOP SECRET> Memorandum of Interviews between General MacARTHUR, Under Secretary of the Army Draper, and Mr. Kennan, 21 March 1948 (Amended 23 March 48), PPS Papers.
- (21) Tokyo to Secretary of State, March 23, 1948, RG59, State Dept. Dec. File 1945-1949, NND-760050.

- (19) 前掲書『占領1945〜1952』二二六―二二八頁参照。なおドレイパーはこの時期、経済ページや経済の実状に関する不満点を述べた日本経済関係者(鈴木某、中島熊吉、もと・丁)からの書簡を受け取り、返信を送った。W. H. Peters, Jr. to S. Suzuki, 28, April 1948, W. H. Peters, Jr. to Kumakichi Nakashima, The Indus-try Club of Japan, 28 April 1948, William H. Peters, Jr. to T. Moroto, 27 April 1948, CAD Papers, NND-760183
- (20) MacArthur to Department of the Army (For Secretary of the Army), 24 Mar 1948, CAD Papers, NND-760183.
- (21) 信夫清三郎著『戦後日本政治史Ⅲ』(劉草書房 一九六七年刊) 七十四―七十七頁参照。
- (22) <TOP SECRET> PPS/28: Recommendations with respect to U. S. Policy Toward Japan, March 25, 1948, DEPARTMENT OF STATE, PPS Papers.
- (23) この数字は明らかに誤りであり、実際に教職ページとなった者は五千名にすぎない。
- (24) 前掲書『対日講和と冷戦』一一四―一一五頁参照。
- (25) <TOP SECRET> Humelsine to E, Thorp, O, Saltzman, FE, Butterworth, S/P, Butler, March 31, 1948, RG59, State Dept. Dec. File 1945-1949, NND-760050.
- (26) DRF, Charles C. Stelle to NA, John Allison, Subj.: DRF #91, Comments on Purge Statistics Forwarded by SCAP on February 27, 1948, March 31, 1948; <SECRET> Department of State, Divs. of Research for Far East, Comments on Purge Statistics Forwarded by SCAP on February 27, 1948, March 30, 1948, ibid.
- (27) NA, Fearey to NA, Allison, Subj.: Attached Purge Documents, April 2, 1948, ibid. ただし軍人のページ基準を下げるよう命じたのはベッカーサーではなく、参謀長のブーシヤル(Richard J. Marshall)少将であった。拙稿「公職追放令(SCAPIN550, 548)の形成過程」参照。
- (28) NA, JMA (Allison) to FE, WWB (Butterworth), Subj.: Attached Memos re Purge, 4/3/48, ibid. 興味深い内容である手書めづ記を添えて。
- (29) <SECRET> The Acting Political Adviser in Japan (Sebald) to the Secretary of State, March 1, 1948, March 5, 1948, April 3, 1948, FRUS, 1948 VI.

2 GHQの追放終結決定と審査・訴願両委員会の廃止

ワシントンでは一九四七年秋以降、ケナンやドレイパーを中心として日本の「改革」よりも「安定」を、日本の「非軍事化・民主化」よりも「経済的自立化」を求める気運が高まり、それにつれて、経済パージを早期に中止し、パージ政策全般を制限し、ひいては終結させる構想が浮上した。これに対してマッカーサーは同年末、仮指定を除いて公職審査がほぼ終了しつつあり、また超国家主義的ないし秘密愛国主義的団体を例外として、パージ基準の拡大はない旨をドレイパーへ報告した。こうして一九四八年一月半ば、国務省極東局がパージ規定を修正する文書を作成し、GHQの公職追放を批判した上で、究極的に追放の終結を提起した。

他方、GHQではパージを担当するGSが、G2らの反発に加えて本国政府の反パージの影響を受け、従来の強硬な立場を維持することが困難となりつつあった。一九四八年一月初旬、GSの中でパージを専管とするPSQD（公職資格審査課）は、パージ業務が終了しつつあるとして、その名称をSPD（Special Projects Division 特別調査課）へと変更し、人員を半減させた⁽¹⁾が、それ自体、ある意味ではGS側の苦境を象徴していた。

また平野農相のパージ問題が、一月から二月にかけて日本の政界を揺るがし、GSを苦しい立場へと追い込んだ。中央審査委員会は平野を僅差でパージ該当と認める逆転判定を下したが、牧野委員長がケディス次長から圧力を受けたとの疑惑に加え、大河内一男委員が牧野に騙されてパージ該当へと態度を翻したとの手記が公表され、一大騒動化したのである。こうして審査委員会の権威は地に落ちることとなった。さらに平野がこの件を法廷に訴え出て認められたため、行政と司法の対立へ、また憲法論争へとエスカレートしたが、最後はホイットニー局長の「追放に関しては日本側に裁判権はない」との厳命によって、平野の訴訟は葬り去られた⁽²⁾。こうした経緯は改めて国民世論の間でパージに対する疑問を募らせた。しかも平野のパージを契機に平野派が社会党を離脱するや、片山政権は混迷を来たし、ついに二月一日、退陣するに至った。

もしもケーデイスが、鳩山、石橋両パージと同様に、平野をGHQ指令で追放処分としたならば、これほど難解なパージとはならなかったであろう。しかしケーデイスは、石橋追放がワシントンの要人達にパージ政策への不信感をもたらしたばかりか、反GHQ・反マッカーサー運動を進めるカーン側を勢いづかせ、結局本国政府をして経済パージの中止、ひいてはパージ政策全般の制限へと促す格好の材料となったことを承知していた。したがって、平野を鳩山や石橋のように、指令という強権をもって追放に処すことはもはや困難であったわけである。極論すれば、このケーデイスの迷いと巧妙に見えた政治工作とが、皮肉にも彼の支持する片山連立政権を崩壊させた一因であったし、権勢を誇ったケーデイスの政治力にも陰りが見え始めた証拠ともいえた。

さてそれでは、一九四八年初頭から五月の公職追放令終結に至る過程とはどのようなものであったか。上記のようなワシントンのパージ政策規制の動きは、間接的ながらGS首脳の間には伝わっており、GSへの心理的圧力となったであろう。結局それはGSをして、日本側の審査委員会と訴願委員会への行政指導に変化をもたらした。ただし問題は、日本の政府当局や両委員会関係者がワシントンの対日政策の変化についてほとんど無知であったことである。ここにGS側と日本側との軋轢が生じ、日本側は翻弄されつつ両委員会の廃止へと至る。以下、審査委員会と訴願委員会の廃止問題を中心に考察する。

一月二一日、宮城実訴願委員会委員長はネーピアに書簡を送り、同委員会職員の拡充のため二万円の支出増加が必要であると訴えた。⁽³⁾ これを受けてケナンとネーピアは、鈴木義男法務総裁、池田勇人大蔵次官、宮城委員長、吉田健一同委員会事務局長との間で会議をもった。⁽⁴⁾ 席上ケーデイスは、日本政府の主導下で一九四七年三月に(第一次)訴願委員会が発足したが、以後一二月を経過したにもかかわらず、一〇〇件が処理されただけで、三〇〇件が未処理のままとなっていると指摘し、このような怠慢は訴願委員会の事務局員の不足によるものであり、また大蔵省が事務職員増加のための必要予算を拒否しているからである、と大蔵省を叱責した。そして、訴

願委員会が適切に機能するためには資金が必要不可欠であり、もし日本政府がその資金を調達できないならば、委員会は廃止されるべきである、と警告した。

これに対して池田は、今朝経理局長から二五人分中の一八人分だけ充足されていると聞いており、大蔵省は委員会から四五人分の増加要求が出る以前、二五人分を想定していたと答えた。吉田はその情報は正しくないと述べ、改めて池田に対して委員会の必要経費の承認を要請した。ここでケーデイスは、「パージに関する諸問題は早急に処理されねばならない」、しかも「パージ計画のすべては三月中旬までに完了されねばならない」と強調した。これに対して吉田は、「個々のケースに付き報告を用意する技術的な問題があるため、委員会はその時点までにすべての業務を完了できないかもしれない」と危惧する見解を述べると、ケーデイスは「パージすべては一定のパターンの下で実施されるべきである」と主張し、宮城はケーデイスの要求に見合う方法を工夫すべく努めることに同意し、会議を終了した。

以上のようにケーデイスは、一月下旬に初めて「パージ審査をすべて三月中旬までに完了させる」とのGS側の方針を表明し、それを訴願委員会に指示したわけであるが、宮城や吉田にとっては寝耳に水であった。なぜGS首脳が、日本側の無理を承知しながら、三月中旬を完了期日と設定したのか不明であるが、やはりワシントンの動向に連鎖した性急な決定であった可能性が大きい。

翌二月になると、従来の労働争議といった経済的混乱に加えて、政治的混乱が重なった。つまり、一〇日の片山内閣の崩壊後、次期首班をめぐり社会・民主・自由三党間の激しい政権争奪戦が繰り広げられ、結局憲法第六七条により、かろうじて芦田の次期首班が決定した。この間GSは吉田の率いる自由党を「時計の針を逆に回す」反動として嫌悪し、民主党の芦田を主軸とする中道政権の継続に終始尽力した。このようなGSの援護もあって、三月一〇日、ようやく芦田内閣が発足した。しかしGSの主張や行動は、政党が主張した憲政常道論と隔

絶していたばかりでなく、日本国民の常識からも離反していた。⁽⁵⁾

このように政界が混乱の渦に巻き込まれていたさ中の二月二十七日、中央審査委員会と訴願委員会の事務局のあるビルが火災に見舞われた。当初大方の新聞はページ関係の記録がほとんどすべて失われたと報じたが、その後の調査で重要なページ資料の大部分が安全であることが判明し、関係者を安堵させた。しかしGS内部にはこの出火の原因に疑問を抱く向きがあった。ともかくGSは、消失した資料を補充する必要がある、各県の審査委員会が保存している記録の中からコピーできるよう手配するため、地方軍政部に対して協力を求めた。⁽⁶⁾ただし第八軍の軍政部チームは、官吏などの個々のページ処理が難しい旨をGSに伝えてきており、更なる協力要請に彼らは積極的ではなかった。⁽⁷⁾

しかもこの時期、大蔵省印刷局労組もストライキに参加していたため、中央審査委員会は資格審査の結果を印刷できない事態に陥っており、⁽⁸⁾GSが意図した三月中旬までのページ審査の完了がますます難しくなった。そこで中央審査委員会は資格審査業務を軽減するため、三月五日、GSに対して「地方議会議員の審査を地方審査委員会に移管する」旨の承認を求めた。⁽⁹⁾

以上のように、客観情勢は三月中旬までのページ審査完了を不可能とした。そこで三月二〇日、折しもドレイパーがマッカーサーと協議するため来日した当日、SPD課長のネーピアはGS会議室に曾根、吉田、宮城、太田、竹内、佐藤の各ページ審査部門責任者を召集し、次のように言明した。⁽¹⁰⁾

火災による記録の消失という事実のため、ケーディス次長が数週間前に定めた訴願委員会の業務の完了期日を改めて決定しなければならない。それは国会の会期が終了する「五月一〇日」である。この日までにしかるべき政令が改正され、業務が完了されるならば、訴願委員会での未処理の案件すべてがGHQに提出されることになろう。困難さを承知

しているが、訴願委員会はそれを完了させ、GSへ回覧しなければならない。五月一〇日以後に委員会は存在しないため、当日までに完了しない案件は、訴願委員会によって却下されたと理解されるべきである。しかしそれ以後でも、再審査を希望する者がいれば、日本政府を介してGHQへ訴えることができる。ホイットニー局長は三月二二日までに政令改正の第一次草案を日本政府が提出することを望んでいる。

続いてネーピアは、中央および地方の審査委員会の「仮指定」業務は完了しつつあるかを質し、太田は「来月初めまでに仮指定は終了する」と答えると、ネーピアは、「審査委員会廃止以後、資格審査業務は人事院内の機関が取り扱うのが最善であろう」との新しい構想を明らかにした。ただしその機関には仮指定の権限は与えられず、審査だけを行い、その審査業務の中に依然保留されている秘密・愛国主義団体の審査を追加せねばならない、と条件を付けた。

以上のようなネーピアの発言は、注目すべき内容を含んでいた。一つは、パージ審査業務すべての完了期日を三月中旬から五月一〇日へと繰り下げるという点、もう一つは、その後も資格審査業務が人事院内の新組織によって継続されるという点である。前者については、そもそも三月完了の計画自体に無理があったことはすでに論じたとおりであり、したがってビル火災を理由としたのは単なる口実にすぎなかったであろう。後者のGSの新方針は日本側を驚かせたはずである。それは日本側からのネーピアに対する質問に端的に現れている。

まず太田は、「宮城委員長が訴願の件でケーデイスと討議したようであるが、訴願委員会だけは今月中に訴願処理を終えると考えるべきか、それとも五月一〇日までなのか」、「仮指定が来月（四月）初旬までに完了するだろうが、五月一〇日までに反証が提出されない場合のケースについては、GHQがその反証を扱うのか」と質すと、ネーピアは、まず政令が改正されねばならない、完了前日の五月九日に審査委員会が追放を決定するケース

は実際ないであろう、もし不正な追放指定があるならば、日本政府を介して訴願できるし、反証のケースでも G H Q により個々のケースが考慮されねばならないだろう、と答えた。続いて曾根が、両委員会の廃止後、不正が発覚した場合の案件は「日本政府を介して G S にもたらされる」と述べた部分の「日本政府を介して」とはどのような意味か、と尋ねた。ネーピアは、日本政府の行為とは諸君達が従来扱ってきたのと同様にすべきだとの意味である、それは日本政府内の恒久的組織が任意の一機関として実施するのであり、G H Q へ提出されるケースも、この組織に提出されるケースも同じである、と答えた。

ネーピアの説明のように、G H Q も加担するとはいえ、人事院内の新組織が両委員会の業務をそのまま受け継ぐのであるならば、一体なぜ現存の両委員会が廃止されなければならないのか疑問が残る。しかも現委員会が変更された期日でも業務完了を難しいと判断しているにもかかわらずである。実に不自然な G S の指示であり、日本側関係者の間に割り切れない感情をもたらしたに違いない。やはりこれは G S 首脳の焦慮の一端とみるべきであろう。さらにネーピアは、会議の終了間際に、「S C A P は、もし当事者が日本の侵略主義および全体主義に反対した記録を示すならば、A 項および C 項に該当する人物であっても公職に任命ないし雇用できる」とする一節を読み上げた。これは明らかに従来の G H Q のパージ政策から逸脱する内容であり、またしても日本側を驚かせた。事実この新政策は、一月一六日のバターウォース文書、またケナンの「P P S 二八」文書におけるパージ政策の修正点に沿うものであった。つまり、早くも三月五日のマッカーサー・ケナン会談の具体的影響がここに顕現化したのである。なおネーピアは以上の発言ならびに討議内容を内密とすることを日本側出席者に要求し、この会議を終了した。

二日後の二二日、ネーピアは佐藤法務総裁補佐官、太田中央審査委員会事務局長、岡田同局員、吉田訴願委員会事務局長、滝内法務院特別審査局長ら日本政府側代表者を召集し、前回に指示した公職追放に関する政令改正

のための日本側草案、すなわち、①審査委員会・訴願委員会廃止の方法、②同廃止に関する閣令の草案、③一九四六年第一〇一号勅令の一部修正のための閣令草案、の三文書について討議した。⁽¹¹⁾

ここでも前回同様、パージの完了期日と両委員会に代わる新組織が争点となった。まずネーピアは前者について、日本政府案ではホイットニーにより設定された五月一〇日の期日に対して、中央審査委員会の廃止を五月三十一日、訴願委員会の廃止を六月三〇日と定めているが、そのような延期は受諾されないと勧告した。これに対して太田は、言論パージが開始されたばかりであり、指定された期日では訴願委員会設立以来実施されてきた訴願の権利を損なうことになると指摘した。ネーピアが政府のどのレベルでこの延期を決めたのかと尋ねると、太田は事務レベルであり、直ちにこれを首相へと提起したいと答えた。次にネーピアは後者の日本案、すなわち「臨時人事委員会」(the Temporary National Personnel Commission)を設置し、これに人事の監査および質問状の保管を行わせるとの閣令案に不満を述べ、むしろこれらの仕事は「総理府監査課」に担当させるべきであると勧告した。結局日本側はこれを受諾した。

以上のように両委員会の廃止期日に関しては平行線となり、両委員会廃止後の新組織に関しては一部決着したわけである。

そのほかネーピアと太田との間で次のような応酬があった。太田が、追放令C項に該当する団体の関係者に対する追放は公職追放令の規定に反すると主張すると、ネーピアは、①SCAPIN五五〇は好ましくからざる指導者と認定された者のみに適用されると理解すべきではない、その条項には、SCAPIN五四八が規定する団体の職員はSCAPIN五五〇のC項によりパージされる、と叙述されている。②中央審査委員会廃止後に新たに解散された団体の職員を追放することは矛盾しない、なぜならそのような行為は規準の拡大を意味せず、単に現在のSCAPIN五五〇とそ施行令の規準を適用するにすぎないからである。③不正を正す目的のため、GHQ

に対して直接訴願できる可能性は常に残される、と反論した。

さらにネーピアは、右記のような職員の追放に関して、滝内の率いる特審局がページされるべき団体および人物を決定するのにふさわしい政府機関であろう、特審局が第二のページ委員会となることを望んでいないが、公職から排除される団体関係者に対して通知することに反対しない、中央審査委員会廃止後は特審局が最終決定を行うが、ただし反証に関する審査は行われない、との新しい方針を明らかにした。

要するにネーピア発言は、前回の会議で示した人事院内の新組織に審査・訴願両委員会の業務を継続させるとの構想から、総理府監査課と特審局に各委員会の業務を分担させるとの構想へと変化したことを意味した。もちろんこれはネーピア個人の見解ではなく、ホイットニーおよびケーデイスの指示を受けたものであったはずである。しかし両委員会廃止の期日をめぐるGSと日本政府との対立とともに、この両委員会の業務引き継ぎ問題もまだ完全に決着していなかった。そこで翌二三日、ネーピア側と日本政府代表は「ページ計画の終結 (completion) に関する会議」を三度開催した。⁽¹²⁾ 日本政府からは前回の佐藤、太田、岡田、吉田、滝内に加えて、宮城訴願委員会委員長 (前年九月に沢田に代わり就任)、山田久就内閣連絡事務局政治部長、曾根益内閣連絡事務局長 (日本政府代表) が参加した。

まずネーピアが審査・訴願両委員会廃止問題について、ホイットニー、ケーデイスとの協議の結果、本年五月一〇日という廃止期日の延期は許されないと言明し、日本政府の提案を正式に一蹴した。ただしページと訴願の処理が五月一〇日までに完了したのち、統計の整理、報告書の作成、SCAPへの翻訳に要する一五日間の期日が政府に与えられることをネーピアは付言した。続いてGS側から日本側草案に対する修正案が配布され、日本側と論議が交わされた。

太田は、両委員会廃止に関する閣令の第一条に例外事項を設けるよう提案した。つまり、GSの修正案ではま

だ完全にパージが終了したとの意味にならず、そのため将来権力を握った政党がこの条文を悪用して政敵を公職から排除するかもしれない、むしろ「パージは完了した」と表現した方が抜け道を残さない、と述べた。これに対してネーピアは、「SCAPは日本国民に対して、パージが単に機械的に完了したのでそれを終結する、といった誤った印象を与えることを避けようと神経を配っている」と答え、したがって今後も、政府の役職者ないし任命者は就任以前に資格証明を提出することを必要とする、と指摘した。すると曾根は、公職就任候補者に対して資格証明を発行する機関は政府内に設置されるだろうが、その恒久的な審査機関は純粹に官僚的組織となろうし、広範な権力を伴うとすれば、それは悪用される可能性がある、と危惧する見解を述べた。山田も曾根に同意し、そのような潜在的に巨大な権力を一機関に付与するのは、政治体制の常態から乖離しているので賢明ではない、と指摘した。

これに対してネーピアは、「パージは平和条約の締結まで強制されるものであり、条約締結後もそのまま強制されるか否かは平和会議の代表団が決定することである」との重要な見解を提示し、日本側は審査組織の支配権の拡大を過大評価している、追放者の圧倒的多数はすでに指定済みであり、将来予想されるパージの事例はきわめて少ない、しかも昨年（一九四七年）に各レベルの同時選挙が行われており、将来同時選挙はない、また審査機関は一度に政府任命候補者の資格を証明することを要求しない、と反論した。さらにネーピアは、前回日本側が疑問を呈した「日本政府を介したSCAPへの訴願」に関する条項を削除する旨を明らかにした。それでも太田が、もしある人物が現時点から五月一〇日までの期間内に中央審査委員会によりパージとなった場合、当事者は訴願の権利を拒否されるだろうと執拗に食い下がると、同委員会では今後六週間に誤ったパージ指定をする可能性はきわめて少ない、とネーピアは斥けた。

以上のとおり、GSは両委員会の廃止をもってパージ政策の終結を表明しながらも、実際は他の機関にすり替

えて公職審査の継続を図ろうとしたわけであり、明らかに矛盾していた。これは表面ではワシントンの意向を受容する姿勢を示しながら、依然実質的なページを日本政府に継続させる方針であったことを物語っている。これに対して日本政府は、ページ終結を明確化させ、公職審査システムの存続を遮断しようと図ったが、結局GSの強い態度に押し切られた。こうしてGSと日本政府との両委員会廃止に関する協議は終了した。

GSがまとめた「資格審査委員会および公職資格訴願委員会廃止のための方法」と題する二五日付文書は、以下のように規定していた。⁽¹³⁾

「覚書に基づく公職からの除去および排除を実施するため、日本政府は、一九四七年一月の公職追放令の拡大範囲において、資格審査委員会と資格訴願委員会を設立し、広範な資格審査に最大限の努力を払っている。去年春以降、政治、経済、言論、その他多くの分野で大量の審査が行われ、同年末終了した。なお公職から離任している潜在的ページ該当者 (invisible purgees) については、言論人の仮指定が行われて完了する。ここに政府は五月一〇日までの審査の完了を確信し、中央および地方の審査委員会を、次いで訴願委員会を廃止する。しかしながら不足の事態を考慮して、新たに公職就任者の資格審査が首相または県知事により行われる。訴願委員会の審査は、四月一五日までに総理府に届けられた訴願のみが処理される。しかしその後を追放指定に関して不正事実が発覚した者には、首相へ訴願する権利が与えられる。また超国家主義的団体の関係者の追放は、法務総裁の責任の下に厳密に行われる」。

翌二六日、GSは次のような声明を発表した。⁽¹⁴⁾

「局長ホイットニー准将は、ページ政策が日本政府と国民における民主主義の目的と十分合致し、またポツダム宣言が直接必須条件とするものの一つであると指摘した。ページが最終段階を迎えつつあり、連合国は今後も間違いなく日

本政府をして十分な責任をもってパージを実施せしめる」。

翌二七日、日本政府は次のような天皇ならびに首相の宣言を発した。⁽¹⁵⁾

「ボツダム宣言受諾により発せられる命令に関する一九四五年勅令第五四二号のもとに、ここに公職資格審査委員会および公職資格訴願委員会廃止に関する閣令を公布する。裕仁、芦田均」。

こうして両委員会が五月一〇日限りで廃止されること、廃止後の公職審査業務は、公職の区分に従い、首相または都道府県知事が直接これを取り扱うこと、公職資格訴願に関する業務は首相が取り扱うことが公認された。⁽¹⁶⁾ これを受けてGHQは、三一日、次のような「パージ計画の終結」を発表した。⁽¹⁷⁾

一九四六年一月四日のSCAPIN五五〇に基づく「好ましからざる人物の公職からの排除および除去」は、一部を除いて終了した。パージ開始以来、約七〇万人が公職の適否を審査され、その中の八七〇〇人が追放該当者として除去された。一方、本来追放覚書に該当するにもかかわらず、公職を辞職していたために追放指令を適用されなかった者が多く存在した。そこで日本政府は仮指定を実施し、その結果、約二〇万人が仮指定を受け、その中の約一万人が審査委員会により反証を認められて復職した。以上のように公職審査および仮指定の計画は、些細な事務処理や最終的な記録の整理を除いて完了した。そこで中央と地方の審査委員会は、一九四八年五月一〇日をもって消滅する。閣令はこの方針を明示している。また訴願委員会も同じく五月一〇日にその機能を停止する。ただし公職審査と仮指定は実質的に完了したが、GS局長ホイットニーが二六日に指摘したとおり、パージの実施はまだ終了していない。

以上のとおり、GSはケナンやドレイパー一行の来日と軌を一にしてパージ終結の方針を固めていった。GSの下級課員はワシントンの政府代表達の目的をほとんど認識できなかったが、ホイットニー、ケーデイス、ネーピアらの幹部はワシントンの空気の変化を鋭敏に感知し、それゆえに決定を急いだのである。ここにGS側の性急さと矛盾が顕現することになった。

なお四月二日、ネーピアはホイットニーに対し、次のように報告している。⁽¹⁹⁾

同日午前にドレイパー使節団のウォーカー(Walker)から電話を受け、昨夕(四月一日)のマッカーサーとの長い会談で、経済パージのある一定の者は「仮釈放」(paroled)されるべきだとの(ドレイパーの)提案に対して、マッカーサーがそれに基本的に反対しないと答えたこと、同時にマッカーサーはFEC指令に反する行為は取れないと声明したこと、そこでウォーカーが関連するFECの指令文書を見せてほしいと要望したが、しかるべき文書を発見できなかった旨本人に伝えたこと、すると彼はドレイパーがFEC関係の文書を至急必要としていることをホイットニーか他のしかるべき人物に伝えてほしいと要望した。

この事実は、傍証ながらも、ドレイパー側がGSに一種の圧力を加えたに等しく、あたかもワシントンの影がGSに忍び寄る観があった。

また同じ四月二日、ワシントンでは国務省北東アジア課のフェアリーが、GHQ内部でケーデイスがパージ緩和に反対する勢力の中心人物であり、ホイットニーはケーデイスよりも穏健な方向へと転じているとの情報をアリソン課長へ伝えていた⁽²⁰⁾、五月一二日にアリソンは、GS内部で言論パージを担当する日系二世のツカハラ(Thomas Tsukahara)に共産主義者の疑いが懸けられている旨を明らかにしていた。⁽²¹⁾ そのほかケナンが来日ま

もなくG2のウィロビー少将の訪問を受け、GHQ内部の情勢について語り合っているが、その中でGSの改革路線への批判に及んだであろうことは想像に難くない。⁽²²⁾ 本国政府ではこのようにGHQ内部の動向を分析し、パージ終結に抵抗するケードイスを徐々に包囲する態勢を取りつつあった。

ともかく前記のとおり、審査委員会と訴願委員会の廃止が公式のものとなったが、五月一日の廃止に至る一か月余、両委員会での審査業務は継続された。結局中央審査委員会は計一七二回の会議を開き、審査人員五万七一一六人のうち、追放該当者が三六三三人、地方委員会では審査人員六万五五一四〇〇人のうち、追放該当者が四〇八一人、それに仮指定者が一九万三一二二人であるため、合わせて二〇万八五六人、これに第一次追放者一〇六七人、教職追放者七〇〇三人を加えると、総計二〇万八九二六人となった。他方訴願委員会では、四月一五日の訴願提出締め切り日までに訴願状が洪水のように殺到し、計一四四二件に達した。そのため仮指定の異議申し立てに関しては、中央審査委員会が担当することとし、以後両委員会は昼夜兼行の猛作業により、かろうじて指定された期日までに審査を完了できた。⁽²³⁾

五月二〇日、訴願審査の最終結果が吉田事務局長によりGSへ報告された。それによれば、一九四七年三月三日の設置から一九四八年五月一日の廃止に至る期間、①訴願が承認された者二五一名（うち委員会およびGHQ双方により承認された者一四、委員会に承認されたがGHQにより不承認となった者三七）、②訴願が却下された者八〇四名（うち委員会に承認されず、GHQも同意した者一〇二、委員会に承認されず、GHQがまだ同意していない者七〇四）、③委員会により訴願受理が拒絶された者六名、合計一〇六一名となった。なお訴願者が審査途中で死去したため中断されているものが二件、訴願を提出して撤回したものが七件あり、これらを含めると一〇七〇名であった。⁽²⁴⁾

上記の数字は、のちの第二次訴願委員会以降の活動と比較して明らかに訴願規模が小さい。一年間で訴願者は

一千余名にすぎず、そのうちの訴願承認者はわずか二五一名、二四パーセントにすぎない。しかも①の通り、日本側委員会が訴願を承認したものの、GHQ側が否定するケースが九五パーセントと圧倒的に多いことを示している。要するにGHQ、というよりもGSが、いかに公職追放者の解除と公職復帰を望まなかったかを端的に表している。

このような厳しいGS側の態度に対して芦田首相は、二〇日、苦米地官房長官署名による上記①の二五一名全員のリストを提示しつつ、これら全員の訴願承認をホイットニーに要請した。このリストの中には、Y項パージとして訴願委員会を揺るがした檜橋渡、犬養健、牧野良三、保利茂、石黒武重、田中伊三次のほか、自由党の石橋湛山、石井光次郎なども含まれていた。⁽²⁵⁾ こうして檜橋ら民主党幹部は五月から七月までに追放解除となるが、このうち石橋の解除だけは、例外的に一九五一年六月まで遅れることになった。⁽²⁶⁾

では国務省の出先機関である政治顧問部(POLAD)は、パージ終結に至る過程と意義をどのように捉えていたのか。政治顧問代理のシーボルト(Seiblad)は、五月二七日、以下のような長文の報告書を国務長官宛へ送った。⁽²⁷⁾

一、GSはパージの実施により、日本の民主主義的気運の復活と強化というポツダム宣言の目的が進展することを期待した。日本国民の間に民主主義が復活し強化されるためには、日本指導層の交替が不可欠であり、それはパージ無しでありえないと理解されたわけである。そこでGSは、日本社会から無責任な軍国主義を駆逐するとのパージ方針から、日本の指導層を一掃する方針へと転換した。しかもGSは、日本側がパージの趣旨を十分理解せず、パージ方針を曲解してパージ範囲を極端に狭め、無効とすることを発見したため、占領終了後も日本側が手出しできないほどに変革のスピードを早めた。かくしてパージは政治的パージとならざるをえなくなった。そしてGS内は個々のパージ

が適切か否かというメモで一杯になってしまった。

二、パージが日本にもたらした効果については、かなり満足すべきものがある。それはパージに対する日本国民のきわめて高い受容的態度や協力姿勢に現れている。このような日本国民の対応は、旧指導層が厳しい処罰を受けない限り、その基盤が崩れないとの事実を改めて確信させる。また戦争の敗北が必ずしも悪い結果をもたらさないという救われた気持ちを示すものである。しかも日本のパージは単に公職から排除されるだけであり、追放者は強制収容所に収容されず、財産を没収されず、別の雇用が認められないわけでもない。

三、政界では公職追放者が代理人を使って現在もなお政治的影響力を行使している。たとえ古い政治指導者を排除したとしても、新しく強力な指導者が育つまでに、どれほどの期間、彼らを抑えておくかという問題がある。新しい政治家が育ちつつある現状では、内閣の基盤が弱く、占領軍の支援なしに自立できない。もしパージが突然解消されたら、日本社会に新しい指導者を育てるといふ占領軍の努力は水泡に帰すであろう。一方、経済界のパージの影響はそれほど明確ではない。経済パージとなった者は二一万人中のわずかにすぎない。日本国民の間には、一部の特権階級に富が集中するといった経済構造が存在するとの共通認識があった。今や資本家の活動が活発化しつつあり、また無責任で新しい経済集中が急速に日本を覆い始めているが、それらの台頭を封じ込めるだけの十分な手段が工夫されていない。

以上のようにPOLADはパージの意義を肯定的に捉える見解を伝えた。

さて六月二二日、訴願委員会の事務的業務もすべて終了したため、ネーピアはホイットニーとケーデイスにその旨を報告した。⁽²⁸⁾翌二三日、GHQ広報部は新聞声明を出し、GS内部の公職審査機関の廃止を明らかにすると同時に、日本側の中央・地方審査委員会と訴願委員会の審査結果として、二〇万一千八百一十五人が現時点で公職追放となっていると報告した。⁽²⁹⁾

以上をもって公職追放政策の幕が降りたわけであるが、訴願を認められた者以外の大半の追放者約二〇万人は、依然パージ状態のままに置かれていた。したがって、追放終結という第一幕から追放解除という第二幕へと移るわけであるが、そこに至るまでには紆余曲折を経なければならなかった。

- (1) ハンス・ヘアワルド氏の筆者に対する電話での証言（一九九七年一月一八日）。
- (2) Courtney Whitney to the Chief Justice, Supreme Court of Japan, Tokyo, 4 February, 1948, GHQ-Purge Papers, NND-775012.
- (3) Minoru Miyagi, POQAB, Explanation on Expenses Necessary for the Enlargement of the Secretariat of the Public Office Qualifications Appeal Board, 21 Jan. 48, *ibid*.
- (4) Raymond Aka to Napier, GS, Conference Memo on Appeal Board, 26 Jan. 48, *ibid*.
- (5) 前掲書『戦後日本政治史Ⅲ』七四三—七五三頁参照。拙稿「芦田均」（渡辺昭夫編『戦後日本の宰相たち』中央公論社 一九九五年刊）所収参照。
- (6) Article for Government Section News, PURGE RECORDS, 3 March 1948, *ibid*. 太田剛・元中央審査委員会事務局長の証言では、隣のビルの火災が折からの強風に煽られて引火したとのことであるが、ヘアワルド元GS部員の話によれば、GS側はパージの証拠隠滅を図った計画的放火ではなかったかとの疑惑をもったようである。
- (7) M. P. Echols, GS, Removal of Undesirable Japanese Officials, 9 Jan. 48, AG to Commanding General, Eighth Army, APO 343, Removal of Undesirable Japanese Officials, 12 Jan. 48, *ibid*.
- (8) T. Ota, Chief Secretariate of Central P. O. Q. E. C. to Chief of Public Qualification Division, GS, 5 Feb. 48, *ibid*.
- (9) T. Ota, Chief of Supervision and Inspection Section, Premier's Office to GS, Transfer of the Purvies of Screening the Assembly-men to the Local Screening Committees, 5 Mar. 48, *ibid*.
- (10) Jack P. Napier, Chief, Special Projects Division, GS, Record of Conference, 22 Mar. 48, *ibid*.
- (11) Jack P. Napier, Conference Concerning Completion of Purge Program, 22 Mar. 48, Jack P. Napier, Confer-

ence Concerning Conclusion of Purge Program II, 23 Mar. 48, *ibid.*

(12) Jack P. Napier, Chief, SPD, GS, Conference Concerning Completion of Purge Program, 25 Mar. 48, *ibid.*

(13) GS, Measures to be taken for the Abolition of the Public Office Qualifications Examination Committee and the Public Office Qualifications Appeal Committee, 25 Mar. 48, *ibid.*

(14) GS, Announcement of C. Whitney, 26 Mar. 48, *ibid.*

(15) Imperial Ordinance No. 65 of 1947, Promulgated on March 1, 1947, Abolished by Cabinet Order No. 62, 27 Mar. 48, *ibid.*

(16) 前掲書『戦後白紙政治（公職追放）』三四頁参照。

(17) GS, Completion of the “Purge Program”, 31 Mar. 48, *ibid.*

(18) 前掲書『戦後白紙政治（公職追放）』三四頁参照。

(19) Jack P. Napier for Memo for: Chief, GS, 2 April 1948, *ibid.*

(20) NA, Fearey to NA, Allison, Subj.: Attached Purge Documents, April 2, 1948, RG59, State Dept., Dec. File 1945-1949, NND-76050.

(21) 〈TOP SECRET〉NA, Allison to CSA, T. J. Harte, Subj.: Possible Security Leaks in Tokyo, May 12, 1948, NND-760050.

(22) Kennan Memoir, p. 385.

(23) Kenkichi Yoshida, Chief Secretary of the Public Office Qualifications Appeal Board, OUTLINE OF THE PUBLIC OFFICE QUALIFICATIONS APPEALS BOARD (June 1948), *ibid.* p. 13.

(24) Kenkichi Yoshida, Chief Secretary of the Public Office Qualifications Appeal Board to GS, Result of the examination of the Appeal Board, 20 May 48.

(25) 〈CONFIDENTIAL〉Hitoshi Ashida, Prime Minister to Courtney Whitney, Chief, GS, 20 May 48, Gizo Tomabechi, Director-General of the Cabinet, Japanese Government to GS, Public Office Qualification Appeal Board, 20 May 48.

(26) Hitoshi Ashida to Whitney, July 12, 1948. 橋橋著『激流の岸をへて』一七六頁、前掲書『石橋湛

山——占領政策への抵抗』一八五頁参照。

- (27) The Acting Political Adviser in Japan (Sehald) to the Secretary of State, Tokyo, May 27, 1948, FRUS 1948 VI, pp. 785-794.
- (28) Jack P. Napier, Subj.: Purge Appeals Designation, 21 June 1948, *ibid.*
- (29) Public Information Office, Far East Command, GHQ, Press Release: Abolish Last of Purge Machinery in Government Section, 22 June 1948, *ibid.*

3 NSC一三／二の承認

一九四八年三月におけるケナン・ドレイパー・ミッシェンの訪日は、従来の対日パージ政策の転換を促す決定的要因となった。実際マッカーサーがケナンとドレイパーに対して軍人パージの行き過ぎを認め、経済パージに關しても幾分かの配慮を示唆したことに加え、GSの主導下にパージの終結と日本側の審査・訴願両委員会廃止の方向が定まったからである。ここにケナンはPPS二八文書（「アメリカの対日政策に関する勧告」）を三月下旬にまとめ、國務長官および國務次官へ提出した。同文書は内外事務局の修正を経て、四月二六日にPPS二八／二となり、六月二日、これがNSC一三文書として、アメリカ政府の最高決定機関であるNSCへと提出された。¹

この間もケナンは内外事務局でパージのマイナス面を強調し、パージの早期中止を訴えた。たとえば五月二八日、ケナンはバターウォースとともにイギリスの外務次官補佐官デニング（Denig）、在米英國大使館參事官グレイブス（Graves）と会談した際、早期講和の困難性を指摘するとともに、日本人を不快にさせ、心理的不安感をもたらすパージと戦犯裁判を極力短期間に終了すべきことを説き、デニングをして日本を侵略へと導いた主要責任者のみにパージ範囲を限定させることを認識させた。しかも日本側に責任を移管することが望ましく、今後は占

領行政が日本の政財界から分離されるべき点でも双方は合意した。⁽²⁾

イギリスは米中ソとともに対日理事会（ACJ）を構成する「ビッグ・フォー」であり、FEC対策でもアメリカにとって重要な同盟国であった。そのイギリスからページ問題を含む対日占領政策の転換について了解を得たことは大きな成果であった。また六月一日に行われたオタワでのアソトン（Ray Atherton）駐カナダ大使らとの会談でも、ケナンは、日本陸軍の高級将校、超国家主義団体の指導者、戦争産業の主要財界人、国家主義的な教員、警察の高級幹部、憲兵隊員すべてを公職から排除することを命じた指令を非難し、これら何万もの日本人指導者はもはや二度と枢要な地位を占めることができないと指令が述べたことは、短見であり、日本社会に不満をもつ反体制分子を増長させ、その不満が共產主義者を有利にしているとの見解を明らかにした。⁽³⁾

さらにケナン訪日に同行したグリーンは、「日本に関する一般的政策」を執筆し、その中の「ページ」では、二〇万人以上に及ぶページの適用について直ちに綿密な施策が取られるべきである、私見では国家主義・軍国主義の積極的分子ではない多くの日本人が公職から排除されており、その大半は戦前・戦中に親米的であった、このようなページが継続されるならば、日本から有能な指導者がいなくなるばかりか、日本社会を分裂させるような危険な事態を招く、といささか扇情的な叙述がなされていた。⁽⁴⁾ この見解はケナンとの合作とみなすことができるし、またカーンらの主張とも一致するものであった。

さて六月七日、ドレイパーはマッカーサーに対し、国務省が提出したNSC一三文書のコピーとともに各項目へのコメントを送付した。コメントの序文でドレイパーは、NSC提出以前に国務・陸軍両省間でかなりの妥協がなされているが、「これらの事前合意はNSCでの討議を妨げるものではなく、しかも陸軍省がまだ同意していない事項も含まれている」と指摘した上で、自己の見解を簡潔に述べた。その中の第四項「占領政策」の③「ページ」に関しては、原文の「これ以上のページの拡大（extension）はない」との表現は「これ以上のページ

の実施 (implementation) はない」とした方が私には満足できる。両省はこの点について貴殿の見解を熱心に得ようとするだろうが、このような表現の違いがページの現状に変化をもたらすことになる。両省はページ計画の残りの部分を早期かつ整然と終結することが望ましいという点で合意しているが、国務省はすでに追放された者と今後追放される者との間に不公平さが生じるような性急なページ終結を望んでいない⁽⁵⁾。これはドレイパーがマッカーサーの不平不満を予想し、それを緩和するつもりで添え書きしたものといえた。

ところが一二日のマッカーサーのドレイパー宛返信電文には、その予想をはるかに越える手厳しい NSC 一三文書批判が書き並べられていた。その中の第四項のページに関しては、次のように反駁していた。

「ページ計画の実施は現在完了している。ただし今後公職に就く候補者に対する審査と、欺瞞、潜伏、不正行為に対する処置は未了である。ページ政策は、『日本国民を世界征服へと誤り導いた権威と影響力はこれを永久に破滅させる』とのポツダム宣言に起因する。この宣言は降伏時に日本により承諾された。またアメリカ政府から GHQ に対して基本指令 (JCS 一三八〇/一五) が伝えられ、この指令は連合国の対日政策の一部として一九四七年六月一九日に FEC により確認された。この政策に基づいて SCAP から発せられたページ指令 (SCAP IN 五四八・五五〇) は、この種のものとして穩健であった。アメリカおよび連合国の政策指針では懲罰的措置が求められていたが、それをすべてに実施せず、日本の政治的、経済的、社会的な指導層にのみ行使しただけであった。このような措置は、SCAP の細心な監督の下に、責任ある日本政府の手により強力に実行された。実際 SCAP は、ソ連、中国、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドから激しい非難を被ったばかりか、ページの実施は極端に生温いと米英の報道機関からも批判された。この件に関しては FEC 指令が簡潔明快であり、FEC が同指令を変更しない限り、私は FEC 指令を無視するような SCAP の行動自体の正当性に疑問をもっている。」

要するにマッカーサーは、当初厳格なパージ措置を命令しておきながら、今度は穏健なパージを命令するワシントンの豹変ぶりを詰り、そのような本国政府の気まぐれな指令よりも、FEC指令の方が確固としており信頼に足ると痛烈に皮肉ったことになる。日本民主化の旗手を自認するマッカーサーからすれば、民主化達成のためのパージ政策をいとも容易に撤回させるようなワシントンの要人達は、まったく占領の意義を理解しておらず、そのような彼らをマッカーサーは容赦できなかったわけである。

このほかマッカーサーは、在日米軍の削減に反対し、日本の警察力を拡大しようという提案にも「厳しい国際的批判を招く」として反対した。また占領は日本経済に対して過度の重荷になっているという示唆についても、「まったく誤っており、事実に基づいていない」と主張した。最後に彼は、指令を発する前に必ずワシントンと協議するといったSCAPの権限縮小に強く反対した。独立した国務省の代表がワシントンに直接報告できるように求める提案に関しても、「アメリカの諸機関の間に摩擦を起こし、指揮系統の分割をもたらす」として斥ける見解を示した。⁽⁶⁾

すでに四月、ドレイパーの指揮の下に、経済力の集中排除法の実施を大幅に修正する措置が講じられたばかりか、五月にもやはりドレイパーの意向により財閥解体問題が大きく後退していた。改革路線を取ってきたマッカーサー側の敗北は色濃いものとなっていた。しかも一九四八年の大統領候補となる夢もこの頃には潰え去っていた。それゆえ、一面、マッカーサーがこのような危機意識と焦慮からワシントンに反駁したと想定できなくもないが、むしろその老練さやしたたかさ、あるいは自己の使命感や顕示欲の強さが、マッカーサーをしてFECを根拠とした本国批判を顕現化させたと考えられる。⁽⁷⁾

このようなFEC指令を梃子としたマッカーサーの抵抗は、ケナンやドレイパーをはじめワシントン要人達の予想をはるかに越えたものであり、彼らを一様に驚かせたに違いない。去る一九四七年三月の早期対日講和発言

のように、またもマッカーサー発言がワシントンの岩盤を揺るがせたのである。

しかしワシントン側も素早い反応を示した。まず F E C 事務局長のジョンソン (Nelson T. Johnson) はマーシャルに対し、九日の F E C 第一一〇回会議で「政府間会議への出席」と題する政策決定が行われ、「①しかるべき招請の受諾により、S C A P はそのスタッフを政府間会議にオブザーバーとして任命できる、②その S C A P のスタッフには必要に応じて日本人の同伴が許可される」ことを報告した。⁽⁸⁾これはマッカーサーに対する一種の解熱剤であった。一六日、ソルツマンは S A N A C C 事務局長に対し、F E C が決定したこの新政策を伝達し、J C S からマッカーサーにこれを伝えてほしい旨依頼した。⁽⁹⁾

さらに二三日、ワイズナー占領地域担当國務次官補代理はドレイパーに書簡を送り、N S C 文書に記載予定の F E C 規定に関して國務・陸軍両省間で十分調整したい旨を述べるとともに、従来 S C A P と F E C との関係が微妙なので、その点を國務省が考慮していること、また F E C の米国代表マッコイに対しても配慮中であることに留意してほしいと要望した。⁽¹⁰⁾七月二日、ドレイパーに代わって C A D 部長のノースがソルツマンへ回答を寄せ、将来における F E C の規模や機能について N S C が検討中であり、したがって陸軍省でもまだ結論が出ていないと断りながらも、F E C 対策上、陸軍・國務両省が協議を深めることに全面的に賛成し、S C A P には通知することなく、N S C の対日政策で両省が合意に向けて協力することに同意した。⁽¹¹⁾

このように、短期間に F E C と國務省と陸軍省の三枢要部門がマッカーサーの反論を封じ込める態勢を整えた以上、マッカーサーの反撃にも限界が生じるのは必然であった。

六月下旬、國務省の極東局はマッカーサーの批判文の検討に入った。二九日、バターウオースはソルツマンに対し、同局がマッカーサーへの回答文書を用意したこと、ケナンにもこれを回覧したこと、S C A P の反対を考慮して原文の数箇所を若干変更し、われわれの意味を明確にしていることを報告した。⁽¹²⁾

他方、省内のラドリン (Rudlin) はソルツマンに対して、七月六日、この極東局の修正文書を批判するコメントを送付した。とくにページの部分についてラドリンは、極東局がページ指令についてSCAPと十分議論していないと指摘し、むしろマッカーサーの主張の方が詳細ではないにしても「系統立って」おり、極東局が指摘する最後の部分、すなわち「ページによる一括排除は、数万もの有能な日本人をアメリカおよび同盟国から引き離し、われわれの計画からも分離させるだけであり、多くの排他的階層を生むだけである」との一節を擁護できない、と主張した。とくに「引き離す (alienate)」との用語は仮定的であり、また青年将校といった日本の軍国主義者が戦前・戦中にわれわれの友人であったのか、現に友人なのかと疑問を呈し、彼らの公職排除がわが友人の喪失を意味しない、と述べた⁽¹³⁾。このラドリンの見解は冷静かつ客観的であり、極東局やケナンのページに関する扇情的かつ主観的叙述を厳しく糾弾していた。

また出先機関のPOLADからも、ページに関する意見書が相次いで極東局へ寄せられた。まずコベール (Coville) は、SCAPの遂行したページがポツダム宣言の条項よりも拡大された規模で実施されたこと、二二万に及ぶ追放者の大半が日本国民を誤り導いた影響力のある地位にいたため不適格となったのは「馬鹿げている」こと、ただしGSは「日本政府は民主主義的傾向を復活・強化するための障害を除かねばならない」とのポツダム条項を拡大解釈し、この目的を達成するためには、日本指導層の交替を促す大規模なページを実施する以外にないと考えたことを論じた上で、①もしページ方針を突然変更すれば、新指導層を育成するとの占領の努力が水泡に帰す、②GSは一九四八年五月一〇日をもってページ完了と見なしており、現状のページ終結方法が最善である、③経済ページが経済復興に与える影響は過大視されすぎであり、実際の影響は小さい、とほぼGSを擁護する見解を示した⁽¹⁴⁾。

またシーボルトは、ページにより新指導者が前面に登場するだろうとの期待は、彼らの未熟さと追放者の隠然

たる影響力により潰え去っており、しかも日本の複雑な社会的政治的構造が真の権力を隠蔽していると指摘し、今後のパージ方針に関して、①追放者の復活 (rehabilitation) は、個々のケースの審査よりもカテゴリー毎に実施されるべきである、②日本政府にパージ政策の継続を強要するような条項を対日平和条約に挿入すべきではない、③日本政府は経済復活に繋がる特別技能をもった追放者を直ちに召集する権限を与えられるべきである、④最低限、特別技能をもつ追放者は日本の省庁に直ちに任命される権利が与えられるべきである、⑤パージの継続、永続、改善、また廃止でさえも、日本国民自身により決定されるべきである、と勧告した。⁽¹⁵⁾

このような両者からの見解に対して、グリーンは次のように反論した。前者に関しては、GSのパージに対する考え方、とくにGSがパージ指令を「日本国民を誤り導いた人々」を排除するとの意味だけでなく、新秩序の形成に反対しようとする者も公職から排除すると解釈したことを暴露しており、これは「きわめて危険な概念」である、ホイットニーが想い描く日本の新秩序に抵抗するような人物すべてを公職から排除することは、ファシスト国家や共産主義国家が反对者を肅正するためにパージを用いること何ら変わりがないとし、GSの見解に近いコベールの提言を一蹴した。また後者に関しては、パージは日本の軍国主義ないし全体主義の復活を直接もたらす者を公職から排除することを正当化しており、当事者が有用であるからといって、道義的正当性を欠いたままのパージ解除 (unpurging) は実行されてはならないと批判し、③と④の勧告に反対であると主張した。⁽¹⁶⁾

以上のとおり、国務省内ではマッカーサーからの批判をめぐり甲論乙駁し、バターウォースやグリーンらの方向でまとまりにくい状況を呈した。

カーンが新たな行動を開始したのは、まさにこの時期であった。前述したとおり、FEC二三〇をめぐるマッカーサーとの争いで勝者となったカーンは、ドレイパーやケナンとの提携を深める一方、ドーマン、グルー、キヤッスルらと約半年間にわたって非公式な論議を行った末、六月二八日、ニューヨークでアメリカ対日協議会

（ACJ）を創設したのである。

七月二五日、カーンはドレイパーへ書簡を送り、七月一九日にACJが正式に発足したことを告げると同時に、ACJは日本問題に積極的に関与していくつもりであり、陸軍省が考慮中の手段や方法について関心があるので、対日問題で協力し提携していきたいとその熱意を伝えた。また添付された新聞声明には次のようなACJの綱領が示されていた。⁽¹⁷⁾

「日本との敵対関係は三年前に終了した。以来、アメリカ国民はこの問題を見放す傾向にあり、また政府は戦争での勝利を確実なものとするための諸問題を解決できないままである。日本は依然るか彼方の国であり、われわれはほとんど何も知らない。しかしわれわれは戦前同じような冷淡さのために莫大な資金を費やしたのである。良きに付け悪しきに付け、日本は一八五三年以来アメリカと交流して来ている。今回の戦争における勝利は多くの血と財の犠牲の上に獲得されたものであり、その勝利は太平洋地域の恒久的平和を確実にする稀有な機会をもたらした。この目標を達成するために指導力を発揮できるのは、勝利国アメリカ以外にない。

このような考慮の中からACJが設立された。この組織は日米関係の諸問題に深く関与し、その主要目的は、日本の真の利益に合致する現状および将来を検討し、アメリカにとって最善の方法を推進することにある。〈中略〉ACJの目的は、①平和で友好的で繁栄した日本が、アメリカにいくに大きな利益をもたらすかをアメリカ国民に知らしめ、②日本との文化、教育、宗教、科学等の相互提携を深めてアメリカの利益を強化するとともに、貿易を中心とする両国の通商関係を強化し、③しかるべきアメリカの対日政策が実施されるよう唱道し、④日米間の情報交換を強め、日本の現状への考慮を促し、十分な知識と理解により好ましい日米関係を構築することにある。」

以上のようにカーンの率いるACJは、アメリカ政府と国民に日本の存在を知らしめ、日米関係の重要性を認

識させ、そして何よりもアメリカ政府の対日占領政策を先導して改編することを主眼とした。しかも従来の影のような存在から、強力かつ公式の対日ロビーとしてその全容を堂々と白日の下に晒したのである。これに対してドレイパーは、八月一〇日のカーン宛返信で、ACJの新聞声明を興味深く読んだこと、その質の高いメンバー構成からして、民間団体や政府機関がACJに助言や協力を求めることは間違いないと思われること、また国務省に対してACJが助言しているように、陸軍省にも助言してもらえば有り難いこと、その場合、CAD部長へ情報を送ってほしいことを伝えた。⁽¹⁸⁾このようにカーンとドレイパーの呼吸は合っていた。

再びカーンは八月六日にドレイパーへ書簡を送り、改めて石橋蔵相の追放事件を取り上げ、自ら東京で彼に面会した事実を指摘した上で、この事件こそ占領軍当局がいかに不当に日本のページに介入し、日本側を操作しているかの好例であると強く訴えた。⁽¹⁹⁾この訴えは、一八日、CAD部長代理のエベール(C. J. Eberle)准将へ以下のように報告された。①六月二二日に日本のページ組織(訴願委員会を指す)が廃止された。②SCAP総司令部はこの組織をページ遂行のために用いたが、時折GSが日本側委員を呼びつけて追放業務の迅速化を指示するなど、日本側の政策に満足せず、日本側がページの実施を躊躇した場合、GHQにより必要な措置が取られた。石橋のケースはその一例である。⁽²⁰⁾この文書は直ちにCAD部長代理からドレイパーへ提出された。⁽²¹⁾

二七日、ドレイパーはカーンに返書を送り、石橋自身のページの不当性を訴えた陳述などを受理したこと、この問題は以前陸軍省でも関心を喚び、その調査報告をGHQをして本省へ提出させたこと、それによれば、石橋はSCAPIN五五〇付属A号C項該当者として公職から除去されたこと、石橋は東洋経済新報社の編集者兼社長として日本の侵略を唱道したこと等々によりその責任を問われたこと、SCAPはポツダム宣言に従って日本政府機関を用いながら追放を実施しており、日本政府が追放指令に該当する者の追放を躊躇するならば総司令部はその実施へと圧力を加えることも辞さないこと、SCAPは本年六月二二日に追放終結を声明したことを伝え

た。⁽²²⁾これは明らかにカーンの期待に反した冷淡な対応であった。あるいはドレイパーは石橋ページの事態を承知しながらも、NSC一三文書をめぐる微妙な段階を迎えている以上、マッカーサーを窮地へと追い詰めるのは良策ではないと政治的判断を下したのかもしれない。

しかしドレイパーと同時に國務省のソルツマンへ送付したカーンの書簡は、一定の効果をもたらした。彼自身の六日付の書簡はドレイパー宛のものと同文であったが、添付された七頁に及ぶ文書には、石橋の弁駁書とともに石橋・カーン側から捉えたページの決定過程におけるGHQの矛盾点を詳細かつ具体的に論述していた。⁽²³⁾ソルツマンは九月三日付のカーン宛返書で、石橋ページに関する資料は本省の関心を喚起し、担当官により注意深く検討されていること、このコピーが陸軍省へ送付されていることを伝えた。⁽²⁴⁾実際ソルツマンは同日にCAD部長代理のエベリーへ書簡を送り、石橋陳述に対するCADの注意を喚起するとともに、より正確な情報が陸軍省にあれば國務省へ送付するよう依頼した。⁽²⁵⁾

またこの八月、第八軍司令官を辞したアイケルバーガーが、帰国後ACJのメンバーに加わったことも、カーンにとって大きな戦力となった。一九四七年以降、マッカーサーと敵対するようになった彼は、陸軍省と直接的な連絡があり、しかも吉田、芦田、鈴木九萬（終戦連絡横浜事務局長）など日本側要人とも親しかった。のちにカーンはアイケルバーガーをドレイパーに紹介し、彼を日本問題の顧問として採用させることに成功した。こうしてカーンは彼をACJのためにもっと頻繁に利用し、アイケルバーガーもACJとワシントンの高官との間の主要な連絡役として働くことでカーンに報いた。⁽²⁶⁾

以上のようなACJの援護を受け、國務省内のバタウオース、ケナン、グリーンらは追放終結政策をめぐる批判や反論を乗り切った。実際九月二四日に修正されたNSC一三／一の第一三項「ページ」は、序文で「ページの目的が広く達成されたため、アメリカは今やSCAPが日本政府に対して非公式に次のように伝達するよう

助言すべきである。これ以上のページの拡大は意図されておらず、またページは以下の方向に沿って修正されるべきである」との文言が加わっただけ(傍線部分)で、本文は従来通り、「①比較的無害の地位を占めていたためページに処せられた者、ないしページ該当とされている者のうち、政府、経済、言論の関係者は再び資格を回復されるべきである。②かつて占めていた地位に基づき公職から排除された者、ないし排除される一定の者は、各個人の人の柄に基づいてのみ再審査されることが許されるべきである。③一定の年齢以下の者は、公職資格の審査無しで、その地位に置かれるべきである」となった。⁽²⁷⁾つまり、ラドリン、コペール、シーボルトらの見解は無視されたも同然となり、少なくともこのページ規定に関する限り、マッカーサーの批判も斥けられる結果となった。

なおJCSは、二四日、このNSC一三／一と対日占領方針を規定したJCS一三八〇／四三との調整を行い、二九日に修正文書JCS一三八〇／四四を承認して直ちに国防長官に提出したが、安全保障問題が論議の中心であり、ページに関しては何ら修正がなされなかった。⁽²⁸⁾

こうして一〇月七日、NSC第三回会議はNSC一三／二(「アメリカの対日政策に関する勧告」)を採択し、大統領に対して承認を求めた。ただしこの報告書では、第五項「沖繩」、第九項「FEC」、第二〇項「対日賠償」が未決着のままであり、これら三事項については、国務省を中心に調整を行ったのち、関連省庁により実施されるよう大統領の指令を待つことになった。なお第一三項「ページ」は前回のNSC一三／一の内容と一字一句変わらず、やはりバタウウォースやケナンの主張が通った。そして九日、トルーマンの承認を得たNSC一三／二は新しい対日占領政策の基本となった。⁽²⁹⁾

ということは、年来のケナン、ドレイパー、カーンらのテーゼ、すなわち、改革よりも安定、非軍事化・民主化よりも経済自立化の路線がワシントンの総意として定着したことを意味した。そしてマッカーサーの反論は、

SCAPの傍らに国務省直属の代表を置くこと以外、すべて無視された。この時期、ヨーロッパではベルリン危機が発生する一方、アジアでも朝鮮半島に分裂国家が誕生し、中国大陆では共産主義勢力が国民党政権を窮地に追い詰めつつあった。冷戦が次第に世界的規模へと発展していく過程で、日本の民主化という大義は大きく後退し、代わって安全保障という現実的利益が最優先されていく。追放問題はこのような大きな文脈の中で、今度は追放解除という新しい段階へと突き進むことになる。

- (1) 〈TOP SECRET〉 NSC 13, A Report to the National Security Council by the Department of State on Recommendations with respect to U. S. Policy toward Japan, June 2, 1948, NAI.
- (2) 〈TOP SECRET〉 Memo. of Conversation by Mr. Marshall Green of the Division of Northeast Asian Affairs, Washington, May 28, 1948, FRUS, 1948 VI, pp. 788-794.
- (3) 〈SECRET〉 Memo. of Conversation, Prepared in the Canadian Department for External Affairs, Ottawa, June 3, 1948, *ibid.*, p. 804.
- (4) 〈TOP SECRET〉 O, Claxton to O, Saltzman, Subj.: A General Policy Statement on Japan, June 10, 1948, PPS Papers, p. 10.
- (5) 〈TOP SECRET〉 War Department to CINCFE Tokyo Japan, Number: WAR 83408, Personal for MacArthur from Draper, 7 June 1948, CAD Papers, NND-760050.
- (6) 〈TOP SECRET〉 CINCFE Tokyo, Japan sgd MacArthur to Dept. of Army for Draper and CSGPO, 12 June, 1948, PPS Papers, FRUS 1948 VI, pp. 819-823.
- (7) 前掲書『占領一〇年と一〇年』101-103頁参照。
- (8) Nelson T. Johnson to George C. Marshall, 9 June 1948, NND-760050.
- (9) 〈RESTRICTED〉 Charles E. Saltzman, Memo. for the Secretary, SANACC, Subj.: Draft Directive Regarding Attendance at Inter-Governmental Conferences, June 16, 1948, *ibid.*
- (10) 〈CONFIDENTIAL〉 Frank G. Wisner to William H. Draper, Jr., June 23, 1948, *ibid.*

- (11) <CONFIDENTIAL> Daniel Noce to Charles E. Saltzman, July 2, 1948, CAD Papers, NND-760183.
- (12) <TOP SECRET> FE, Butterworth to O, Saltzman, Subj.: Action Taken in Response to General MacArthur's Telegram on the NSC Japan Policy Paper, June 29, 1948, *ibid.*
- (13) <TOP SECRET> O, Rudlin to O, Saltzman, Subj.: Japanese Policy Paper, July 6, 1948, *ibid.*
- (14) NA, Green to NA, Allison, Subj.: Attached Despatch from USPOLAD on the Purge, July 8, 1948, *ibid.*
- (15) <PERSONAL & CONFIDENTIAL> W. J. Sebald to Butterworth, July 9, 1948, *ibid.*
- (16) NA, Green to NA, Allison, Subj.: Attached Despatch from USPOLAD on the Purge, July 8, 1948, NA, Green to NA, Allison, Subj.: Attached, July 19, 1948, *ibid.*
- (17) Harry F. Kern to William H. Draper, Jr., July 25, 1948, CAD Papers, NND-760183. 参考資料として附した Joseph W. Ballantine, Colonel W. Carey Crane, Ret., John Curtis, Admiral Thomas C. Hart, Ret., Kenneth Scott Latourette, C. E. Meyer, Antonine Raymond, John W. Brabner Smith, Bishop Henry St. George Tucker, Langdon Warner, Reverend Charles W. Wood 等による Arthur B. Foye 宛の報告書は、合計十九名であった。
- (18) William H. Draper, Jr. to Harry F. Kern, 10 Aug. 1948, *ibid.*
- (19) Harry F. Kern to William H. Draper, Jr., August 6, 1948, *ibid.*
- (20) W. H. Peters, Jr. Acting Chief, Planning and Government Branch, to Acting Chief, CAD, Subj.: Japanese Purge, and Particularly the Purge of Tanzan Ishibashi, 18 August 1948, *ibid.*
- (21) G. L. Eberle to Chief of Staff and U/Secy of the Army, Purge of Tanzan Ishibashi, 19 Aug 48, *ibid.*
- (22) William H. Draper, Jr. to Harry F. Kern, 27 Aug. 1948, *ibid.*
- (23) Harry F. Kern, Chairman, Organizing Committee to Charles E. Saltzman, August 6, 1948, *ibid.*
- (24) Charles E. Saltzman to Harry F. Kern, September 3, 1948, *ibid.*
- (25) Charles E. Saltzman to G. L. Eberle, September 3, 1948, *ibid.*
- (26) 前掲書『占領下の日本』一七八—一八一頁。
- (27) <TOP SECRET> NSC13/1, A Report to the National Security Council by the Department of State on Re-

commendation with respect to U. S. Policy toward Japan, September 24, 1948, NSC Papers.

(8) 〈TOP SECRET〉 JCS 1380/43, 25 September 1948; 〈TOP SECRET〉 JCS 1380/44, 29 September 1948, NND-943001.

(9) 〈TOP SECRET〉 NSC 13/2, A Report to the President by the National Security Council on Recommendation with Respect to U. S. Policy toward Japan, October 7, 1948, NSC Papers.

4 ケーデイスの帰国

日本の非軍事化・民主化政策が強力に推し進められた一九四七年夏までの期間、GSが果たした大きな役割については改めて論じるまでもない。しかし同年秋以降、ケナンやドレイパーがアメリカ政府の対日占領方針に関与していき、従来のボツダム精神に代えて新たな東西冷戦思想を漸次注入していくにつれて、日本で権勢を誇ったGSにも次第に陰りが見え始めた。改革路線を取るGSと、経済の安定路線を指向するケナン・ドレイパーとは、相互に対角線上に位置し、反比例の勢力関係にあったから当然の結果ともいえる。その勢力バランスの転回点となったのが、一九四八年三月のケナン・ドレイパー・ミッシェンの来日であった。この時点でマッカーサーおよびGS首脳はパージ政策の五月終了を宣言したのであるが、この宣言こそ、両勢力の均衡状態がケナン・ドレイパー側へと有利に傾く象徴的事態であった。以下、ケーデイスを中心とするGSの消長ぶりをパージ問題から明らかにする。

GSは、ワシントンの先手を取るかのように、あわただしくパージ政策の表面的な終結を宣言する一方、実質的なパージ政策の継続に腐心したことは前述した。そこでGSは、五月に予定されている審査委員会の廃止までに、残務問題すべてを処理する必要があった。残務問題とは、職業軍人、憲兵隊、超国家主義的団体指導者、大

政翼賛会および在郷軍人会の地方支部関係者に対する「仮指定」の実施である。⁽¹⁾とりわけ旧陸海軍将校については、前年以來の日本側省庁や占領軍内における軍人雇用問題とも絡んできわめて重要であった。

第一章で論じたとおり、GSは日本の省庁のほか、GHQや第八軍等で雇用されているかつての将校達をまず解職させ、その上でパージ該当者を追放に処すつもりであったが、G2らの抵抗を受けて思うように進展できなかった。しかも一九四八年一月、国務省極東局が追放政策の終結を提起したことや、三月にケナン、ドレイパーが相次ぎ訪日し、経済パージの中止やパージ政策の修正をGHQに迫ったことも、GSにとって不利な状況であった。

たとえば三月二〇日、ネーピアは曾根、吉田、宮城、太田、滝内、佐藤の各パージ審査責任者を揃えた席上、前日にワシントンから「その他の団体・組織に関する指令（三月一八日付JCS指令・W九七七九二）」が届いたこと、その中には「すべての日本の軍隊と組織、旧将校の組織、その支部や倶楽部は解散され、その復活は許されない」との旧来の条項とともに、「日本軍国主義復活を防止する目的のため、次のカテゴリーのいずれかに一度でも該当した者は、政府職、公職、教育職に任命できない。ただし軍事関係者の本国復員のため必須とする仕事に従事する者を除く」との新しい条項が含まれている旨を明らかにした。しかもネーピアがこの新条項について、「これは君たちの関心を集めるだろう」と意味深長な発言をしたのは、懸案事項となっていた政府内の元陸海軍将校の処遇問題に関して、今回アメリカ政府が介入し、例外的措置として彼らの雇用を認める方針を指示してきたからであった。⁽²⁾またしてもGSは出鼻を挫かれたといつてよかった。

しかしケーデイスは直ちに巻き返しを計った。まず二二日（マッカーサー、ドレイパー、ケナン三者会談の翌日）、彼はこのJCS指令の第一三項に関して賠償局長のハリソン（Harrison）准将と会い、大蔵省賠償部内の旧日本軍将校について討議した。その折ケーデイスは次のように発言した。同指令の結果、G2らの支持を背景にして

日本政府が旧日本軍将校の雇用継続を求めることになれば、GSはもはや機能しなくなる。旧軍人達は「例外的」に復員部や賠償部に雇用されているにすぎない。この問題は今や参謀部で処理されることになった。つまりSCAPによって、旧陸海軍軍人の地位保全の適否が決定される。その場合、日本の侵略や全体主義に反対した記録を持つ者のみが地位を保全されよう。これに対してハリソンは、旧軍人将校の雇用を決して支持しているわけではないが、第八軍との関係で考慮せざるをえない、と弁明した。⁽³⁾要するにケーディスは、JCS指令の実施をマッカーサー直属の参謀部に委ね、ここに決定権を付与して、G2や日本政府がこの指令を最大限に活用するのを阻止しようと計ったわけである。

翌二三日、ケーディスはネーピアとこの方針に関して意見を交換し、次のような対応策を決定した。まず七日以内に日本政府代表との間で会議を開催し、参謀部により不適格と見なされた旧将校の雇用をすべて解除するとの指令を出す。その指令の結果報告は、日本政府により提出させる。賠償と復員に関与しない技術部門の旧将校については、FEC指令に関係しておりGSで解決できないので、参謀部へ回覧せねばならない。ただしFECよりも以前にSCAPの承認を必須とすべきであり、したがって、日本軍人を継続して雇用したい幕僚部は、それを正当化する理由を四月一日までにGSへ提出するよう指示する⁽⁴⁾。

こうして同日午後、ホイットニーの名のもとにネーピアは、公衆衛生・厚生局（PHW）局長サムズ（C. F. Sams）大佐、同局医療課長のジョンソン（H. G. Johnson）大佐、海軍司令部のシュワード（E. T. Seaward）大佐、高級副官部（AG）人事課長のウルマー（R. C. Ulmer）中佐、G2対日涉外課のシュナイダー（J. W. Schneider）を召集し、各部署が抱える大量の旧陸海軍将校（PHWが四一九、海軍司令部が六、AGが二、計四二七人）について次のように言明した。①三月一八日付のJCS指令の第一三項によれば、「SCAPは政府職に旧将校を任命ないし雇用することを許可する。ただしその者が日本の侵略や全体主義に反対した記録を有することが条

件となる。その例外措置は軍人の復員に係する部局に限られる。②その例外措置に関しては、該当軍人の雇用を必要とする理由を参謀部へ提出すべきであり、参謀部が十分検討する。③この案件はもはやGSが処理する問題ではなく、復員部が旧軍人を一時雇用する場合、FECよりも以前にSCAPより承認を得なければならぬ。賠償局の場合も、FEC指令により現在の旧将校一二〇名を継続して雇用することは困難であろう。

これに対してサムズは、厚生省下の国立病院の問題（多くの旧軍医を雇用しているとの意味、注釈は増田）は、復員計画の一環と見なされるべきことを指摘したのち、GS側が説明する例外措置は実質的に適用できないだろう、なぜなら旧軍人が日本の侵略や全体主義に反対したことを証明することはほとんど不可能だろうから、と反駁した。⁽⁵⁾戦後の混乱期にあつて医師の欠乏に悩む立場からすれば、軍医も諸病院の貴重な戦力であつたが、軍医をも軍人として例外扱いさせないGSの硬直した考え方を批判したのである。PHWばかりでなくG2や海軍も、このようなGSの方針が、旧日本軍人を解職させた上で、パージに処す意向であることを十分承知していたが、しかしGSが素早くマッカーサーの支持を巧妙に取り付けているため、GSに逆らえなかつたのである。

以上のようにGSは、内外の反発を抑えながら、四月一日、日本政府やGHQ、また米海軍司令部内の旧日本軍人の放逐措置を三〇日以内に実施するよう指示した。⁽⁶⁾その結果、四月一日、運輸省と郵政省から各二名ずつの継続申請があり、二日にはPHWから改めて抗議ともいえる確認依頼がGSに対してなされた。⁽⁷⁾ただしその後も日本政府ばかりでなく地方の行政機関からも、旧軍人の雇用継続を求める声が強まったため、三〇日、ハッシーとスノー(Snow)は協議の上、新たに政府が雇用したい旧軍人と保持したい軍人との扱いを分離することを決定した。⁽⁸⁾五月四日、終戦連絡中央事務局(CLO)政治部の人見事務官はGSと呼ばれ、復員部と賠償部を含む政府官庁および各県内に勤務する旧軍人の氏名と人員数を早急に提出するよう指示された。⁽⁹⁾それでも日本側の反応は鈍く、GSを苛立たせた。ようやく全県知事から総理府監査課を介して、GSに各県内の旧軍人雇用人数

が届けられたのは六月下旬であり、たとえば東京都九一名、広島県二三名、熊本県一七名、大分県一七名、神奈川県一四名、千葉県一三名といった具合に報告された⁽¹⁰⁾。

しかし夏期に至っても日本側の対応は消極的であり、GSの期待通りに進展しなかった。九月九日、ホイットニーは自ら覚書を発し、日本政府内部に多くの旧陸海軍将校が雇用されており、彼らはすでに復員の仕事から離れているにもかかわらず、GHQ部局やその下部機関の支援の下に継続勤務している事実を懸念を表明した⁽¹¹⁾。GSの指令がGHQ内部、また日本政府内部にも浸透しなくなったこと自体、GSの威光の低下を端的に表していた。こうして軍人雇用問題は曖昧な状況の下に推移していき、結局GSは目的を達成できないまま、朝鮮戦争以降、なし崩しの軍人パージ解除へと向かうのである。

他面、GSがパージ問題で重視せざるをえなかったのが、公職追放者の公然たる政治活動であつた。たとえば鳩山一郎、河野一郎、三木武吉といった自由党のいわゆる大物政治家達は、パージの身であっても、政界関係者と会合したり、人事に介入するなど、政界に隠然たる影響力を保持していた。GSは、このような事態は公職追放の意義を踏みにじるばかりでなく、これを放置すればGHQの権威を汚し、ひいては日本社会に占領行政を軽視する風潮をもたらすものと危惧し、その抑止政策に着手した。

そこでGSは、一九四八年二月一日に司法省に代わる法務庁設置法の施行で新設された特別審査局、いわゆる特審局に追放者の政治活動を監視させることを決定した。ただし官僚機構の常として、この新設組織には運営資金も人材も欠乏していたばかりか、本部となる場所すらも決定していなかった⁽¹²⁾。三月の時点で特審局に付与された予算は、わずか二級職員一八名と三級職員三七名分にすぎず、一九四八・四九年度の新予算でも同様であることが判明した。一月時におけるGSの特別計画課(SPD)の検討では、追放者の監視と市民権違反の調査のために、一級職員一名、二級職員三五名、三級職員一二五名、事務職員二四〇名という陣容を必要としていた。

ところが滝内礼作特審局長によれば、大蔵省は旧内務省から多くの人員を同局に移動させてきている以上、大規模な人員の拡充を認め難いとクレームを付けた。しかしGSはそれを口実とみなし、むしろ法務庁の監視活動をサポーターージュすることを狙ったものとして反発した。⁽¹³⁾ GSが想定したとおり、このような大蔵省側の予算削減措置は、一九四七年末のGSによる内務省解体に対する官僚側の一種の反撃でもあった。とすれば、特審局は周囲の官僚機構から鬼子のように疎まれながら誕生したことになる。極論すれば、GSによって政治的に支えられた中道連立政権の中でのみ生存し得る新組織にすぎなかったわけである。

ともかく特審局は、四月二〇日から実質的な活動を開始した。当日、地方八支部（北海道、東北、北陸、東海、中国、四国、九州、関東）の局員すべてが東京に召集され、新しい任務と責任について訓辞が与えられた。新任務とは、第一に、一九四七年勅令第一号に基づくパージ違反行為への監視と調査であり、第二に、SCAPIN五四八に基づく一九四六年勅令第一〇一号の「解散されるべき超国家主義的・軍国主義的組織」への監視であった。すでに約五〇〇の組織が自主的に解散していたので、実際にはこれら旧組織の指導者達を監視するという任務にほかならなかった。しかも違反者に対しては、勅令第一〇一号の修正七条により、法務総裁に追放指定の権限が与えられた。⁽¹⁴⁾ つまり、法務総裁は実質的にかつての審査委員会と同一の役割を果たすことになったわけである。これこそ、GSが密かに意図した「パージ政策無き後のパージ政策」の内実であった。

こうして特審局の公職追放監視活動が開始されたが、それに先立ち、四月初旬にはケーデイス宛に、日本のパージ政治家の政治活動、たとえば大野伴睦と鳩山との会合とか、石橋、河野、平塚常次郎らの協力状況などの報告が届けられ、四月二二日にホイットニーから芦田首相に注意を喚起している事実は、特審局に近い組織がすでに監視活動を開始していたことを物語っている。⁽¹⁵⁾

そして約一か月を経た五月二七日、パージ監視に関する重要な会議がGSと日本政府側との間で行われた。日

本側出席者は、鈴木法務院総裁、滝内特審局長、吉橋特審局調査課長、高橋特審局監視課長、福島内閣官房次長、山田連絡調整局次長、牧野中央審査委員会委員長、太田同事務局長、岡田内閣調査課長、宮城訴願委員会委員長、吉田同事務局長という布陣であり、GS側からはネーピア、ヘアワルドが出席した。

席上ネーピアは次のように論じた。日本国民の間では、大物追放者はページ違反であるにもかかわらず政治的行為を許されているとの印象を持たれている。また一九四八年五月一〇日の審査委員会および訴願委員会の廃止により、ページは審査の終了のみならず追放者に対する政治的影響力も無くなったとの印象を与えている。このような噂は根絶せねばならない。もし日本政府、とりわけ特審局が追放者への統制を強化する措置を講じなければ、日本国民は当然このような噂を信じるだろう。そこで追放者への捜査は十分な証拠を掴むところまで実施されねばならないが、日本政府の様々な部局が特審局の捜査を邪魔するため、追放者への監視が思うように進展しないとの噂がGHQに届いている。このような日本政府内部の非協力さは改善されねばならず、すべての政府部局がかつて日本を誤り導いた旧指導者から日本国民を守るために協調しなければならない。

これに対して鈴木法務総裁は、すべての案件に対して全力を尽くしているが、自己の力量不足と局員の加重負担のため、残念ながらかなりの遅れは避けられないと答えた上で、検務局が最優先して決定すべき案件に躊躇している事実を暗示した。結局ネーピアは日本政府の困難さを承知しているが、ページ違反行為を最優先事項として配慮するよう求めた。⁽¹⁶⁾ 以上のように、特審局は完全に他の官庁から捜査の妨害を受け、思うような成果を得ることが困難な情勢にあった。とくに同じ法務院内の検務局はGSとライバル関係にあるG2の影響下にあると噂されており、したがってGSの影響下にある特審局は必然的に検務局と対立状態になることは避けられなかった。

それでも特審局は滝内局長の下で捜査を実施し、大野正一奈良県知事や大久保留次郎の追放令違反行為を摘発

したり、高松宮や秩父宮、波多野鼎前農林相などのパージの可能性を具申するなど活動を継続した⁽¹⁷⁾。また九月には、勅令第一〇一号の修正により、特審局は捜査および決定上の権限の拡大を意図し、GS側の承認を求めた⁽¹⁸⁾。さらに九月末には県レベルの捜査官四九名分の予算が、ESSの財政課の承認により、大蔵省から支出されることになった。現状の職員四三五名に上乘せされること、しかもこれが国家予算で賄われることは、特審局にとって朗報であった⁽¹⁹⁾。

ところがこの時期、昭和電工事件が日本の政界ばかりでなく、GHQ要人をも巻き込む大疑獄事件へと発展していた。すでに四月以降、政府の昭電融資に絡む不当な政治献金の実態調査が東京地検により開始されていたが、六月の日野原節三社長の逮捕から、鳥尾元子爵夫人の鶴代を介してケーデイスへと飛び火する気配が濃厚となった。昭和電工とGHQとの関係は前社長の森暁の時代に遡り、森はG2との接触が多かったのに対して、日野原はGSへ接近していた。GSとことごとく争うG2は、ケーデイスを陥れてGSに打撃を与えようと画策しており、その点で野党の民主自由党（いわゆる民自党）と立場を同じくしていた。警視庁や旧内務省の一部関係者も反GS側に位置していた。ケーデイスは国家警察庁長官の斉藤昇に圧力を加えたが、効果はなかった⁽²⁰⁾。

しかも夏頃から、頼みの綱ともいべきマッカーサーの態度が、従来のGS寄りから次第にG2寄りへ、つまり改革路線から安定路線へと変化しつつあった。たとえば七月以降、GSの組織は地方行政課が第八軍司令部へ、司法立法課が法務局へそれぞれ移管されるなど、縮小されつつあった⁽²¹⁾。八月には、労働政策で辣腕を揮ってきたESS労働課長のキレン（Killen）が事実上解任された⁽²²⁾。またGS内で言論パージを担当し、ケーデイスの側近の一人でもあった日系二世のツカハラが共産主義のシンパであるとの嫌疑が懸けられた⁽²³⁾。しかも三月以降、本国政府の対日占領政策が大きく転換しつつあることをケーデイスは察知していた。とすれば、GSと自己の政治的立場が苦境に陥りつつあることを彼は悟らざるをえなかった。

加えて、GSとケーデイスが支えてきた芦田内閣の命運が尽きつつあった。もしこの中道政権が崩壊すれば、野党第一党の民自党の政権掌握は避け難い。しかしライバルの吉田茂が内閣首班として復活する事態となれば、完全に自己の政治的命運も尽きることは必定であった。そこでケーデイスは国会課長のウィリアムズ (William Williams) と組んで、一つの政治的賭けに出た。それが山崎猛・民自党幹事長を後継首班とする構想であった。まず芦田内閣が総辞職した一〇月七日、反吉田の山口喜久一郎同副幹事長がケーデイスに呼ばれ、吉田を棚上げして山崎を首班とし、共産党を除く挙国一致内閣で対処するよう示唆された。当時民自党は第一党ではあったものの、過半数を制しておらず、むしろ社会、民主、国協の与党三党の方が国会の議席数では上回っていた。しかもGHQ要人のお墨付きとのことで、山口は広川弘禪・同副幹事長とともに山崎首班の実現へと動いたため、永田町一帯は大騒動となった。ところがGHQの常として、問題が表面化すると、政治的不介入の原則を貫こうと装った。そのため噂が噂を呼び、政界の混乱を増幅させた。民主党は芦田を中心に山崎首班に同調する姿勢を示し、社会党右派もこれに乗る構えを見せた。ところが一〇日の民自党総務会では大勢が逆転し、吉田首班で挙国一致邁進することが合意された。そして一四日、山崎は議員を辞職し、吉田は衆議院本会議で決戦投票の末に首班に指名されたのである。⁽²⁴⁾ これをもってケーデイスの敗北は決定的となった。

ついにケーデイスはホイットニーに辞職を申し出た。ホイットニーは慰留したものの、ケーデイスの決意が固いとみると、一つの条件を提示した。それは極東軍総司令官マッカーサーの代理としてワシントンの状況を視察し、対日占領政策の調整を行い、できればその基本方針を再転換することであった。こうしてケーデイスは一二月に帰国し、以降、陸軍省の会議に出席したり、カーンらのACJに関する情報をホイットニーに送ったりした。⁽²⁵⁾ しかしワシントンの実状はケーデイスの予想以上に厳しく、四月の時点で辞職を決意した。彼がマッカーサーにその旨を伝えると、辞任の日を好きに選んで良いといわれたため、日本の新憲法が施行された五月三日を選んだ。

「日本改革の旗手として活躍し、占領改革に足跡を残したケーデイスはその役割を終えたのである」⁽²⁶⁾

- (1) GS, Status of the Purge, Apr. 48, *ibid.*
- (2) Jack P. Napier, Chief, Special Projects Division, GS, Record of Conference, 22 Mar. 48, *ibid.*
- (3) John H. Brady, Special Projects Division, GS, Retention of Former Career Army and Navy Officers in Ministry of Finance, Conversation between Col. Kades and General Harrison, 23 Mar. 48, *ibid.*
- (4) John H. Brady, Conversation between Major Napier and Colonel Kades Concerning Retention of Former Career Officers in Government Service, 25 Mar. 48, *ibid.*
- (5) John H. Brady, SPD, Conference with Staff Sections and COMNAVFE regarding Retention of Ex-Career Army and Navy Officers, 26 Mar. 48, *ibid.*
- (6) Courtney Whitney, Memo for Chief of Staff, Subj.: Employment in Japanese Government Service of Ex-Career Navy Officers, 9 September 1948, *ibid.*
- (7) John Brady, SPD, Retention in Ministry of Communications and Ministry of Transportation of Ex-Regular Naval Officers, 1 Apr. 48, John Brady, SPD, Conversation with Col. H. G. Johnson, PH&W Section, Concerning Release of Former Regular Army and Navy Medical Officers, etc., from Government Service, 2 Apr. 48, *ibid.*
- (8) John Brady, Retention of Former Career Army and Navy Officers in Government Service, 3 May 48, *ibid.*
- (9) John Brady, SPD, Retention of Former Career Army and Navy Officers in Government Service, 8 May 48, *ibid.*
- (10) From Governor of Shiga-ken to Chief of Surveillance and Inspection, Prime Minister Board, Subj.: Report on Duty of Public Office of Former Regular Military and Navy Commissioned Officer, and of Former Military police, *ibid.* 21-22°
- (11) Courtney Whitney, Memo for Chief of Staff, Subj.: Employment in Japanese Government Service of Ex-

- Career Navy Officers, 9 September 1948, *ibid.*
- (12) ヘアワルド氏の筆者に対する証言(一九九七年一月三〇日)。やむなく赤坂離宮を本部として使用し、ヘアワルド氏は滝内局長と定期的に会見したとのことである。法務行政研究会編『法務 現代行政全集25』(ぎょうせい、一九八四年刊)三〇—三二頁参照。
- (13) Jeanne D. Conners, Subj.: Budget of the Attorney-General's Office, 11 March 1948, Roger W. Snow, Jr. to Deputy-Chief, GS, Subj.: Fiscal Budget for Special Examining Bureau, Office of the Attorney-General, 12 March 1948, *ibid.*
- (14) For Government News: Observation of Purgees & Implementation of SCAPIN 548, 27 April 1948, *ibid.*
- (15) Civil Political Information Organ to Col. Kades, GS, 3 April 1948, Cortney Whitney to Prime Minister, April 22, 1948, *ibid.*
- (16) Hans H. Baerwald, PSQD, Subj.: Record of Conference Re Special Investigation Bureau, Attorney-General's Office, 2 June 1948, *ibid.*
- (17) Hans H. Baerwald to Napier, Subj.: Conference with Mr. Takuchi, 25 June 1948, *ibid.*
- (18) R. Takuchi to Major Napier, GS, Subj.: Concerning the Revision of the Imperial Ordinance No. 101, September 3, 1948, Hans H. Baerwald, Statistics & Review Branch, to Major Napier, Subj.: Draft Attorney-General's Office Ordinance, 14 Sept. 1948, Hans H. Baerwald, Statistics & Review Branch, to Major Napier, Subj.: Enforcement of Article V, Imperial Ordinance No. 101 of 1946, 14 Sept. 1948, *ibid.*
- (19) Hans H. Baerwald, Statistics & Review Branch, to Major Napier, Subj.: Budget for Special Investigation Bureau, 27 Sept. 1948, *ibid.*
- (20) 前掲書『戦後日本政治史Ⅲ』八四六—八四九頁参照。木村勝美著『子爵夫人 鳥尾鶴代』(立風書房、一九九二年刊)一一八、一二六、一三〇、一三六頁参照。その中で、ケーデイスの離婚に吉田の側近で英語圏の某国大使に赴任した人物(恐らく白州次郎であろう)が介入したこと(一一八頁)、吉田がウィロビーと手を結んでケーデイス攻撃のために昭電疑獄事件をも利用した(一二六頁)と述べている。
- (21) 前掲書『日本占領 GHQ高官の証言』一〇二頁参照。

- (22) 〈SECRET〉 SCAP, MacArthur to Dept. of the Army PERSONAL for Draper, 18 August 1948, 〈SECRET〉 G. L. Eberle, Acting Chief, CAD, to the Under Secretary of the Army, Subj.: Revision of the Japanese National Public Service Law, 20 August 1948, CAD Papers, NND-760183.
- (23) 〈TOP SECRET〉 NA, Allison to CSA, T. J. Harle, Subj.: Possible Security Leak in Tokyo, May 12, 1948, Des. File, NND-760050.
- (24) 今井久夫「永田町を駆けめぐった『山崎首班』 お濠端情報に踊った政治家たち」、『政治記者 O B 会報』第六一号 (一九九六年六月刊) 二一五頁参照。前掲書『日本占領 G H Q 高官の証言』九〇—九六頁参照。
- (25) 前掲書『日本占領 G H Q 高官の証言』一〇一頁参照。陸軍省 C A D 文書参照。
- (26) 前掲書『日本占領 G H Q 高官の証言』一〇二頁参照。なおケーデイスは筆者に対して自己の帰国をハチにたとえ、「ハチは一刺しするとボトリと落ちて死ぬ、私もそのようなものだ」と語った (一九九五年八月一五日)。